

# 上田市地域防災計画【火山災害対策編】

## 新旧対照表

令和6年3月

頁	新	旧	修正理由・備考								
4	<p>第3節 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>第2 処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>1 上田市</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上田市</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 防災会議、災害対策本部に関すること</li> <li>(2) 防災施設の新設、改良及び復旧に関すること</li> <li>(3) <u>被災施設</u>の応急措置に関すること</li> <li>(4) 市域の災害に関する情報の伝達、<u>情報</u>収集及び被害調査に関すること</li> <li>(5) 被災者に対する救助及び救護措置に関すること</li> <li>(6) 災害時における保健衛生、文教及び交通対策に関すること</li> <li>(7) <u>火山防災に関する調査研究、訓練の実施、教育及び広報に関すること</u></li> <li>(8) 市内における公共的団体及び自主防災組織の育成指導に関すること</li> <li>(9) <u>その他防災に関すること</u></li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱	上田市	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 防災会議、災害対策本部に関すること</li> <li>(2) 防災施設の新設、改良及び復旧に関すること</li> <li>(3) <u>被災施設</u>の応急措置に関すること</li> <li>(4) 市域の災害に関する情報の伝達、<u>情報</u>収集及び被害調査に関すること</li> <li>(5) 被災者に対する救助及び救護措置に関すること</li> <li>(6) 災害時における保健衛生、文教及び交通対策に関すること</li> <li>(7) <u>火山防災に関する調査研究、訓練の実施、教育及び広報に関すること</u></li> <li>(8) 市内における公共的団体及び自主防災組織の育成指導に関すること</li> <li>(9) <u>その他防災に関すること</u></li> </ul>	<p>第3節 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>第2 処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>1 上田市</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上田市</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 防災会議、災害対策本部に関すること</li> <li>(2) 防災施設の新設、改良及び復旧に関すること</li> <li>(3) <u>水防その他</u>の応急措置に関すること</li> <li>(4) 市域の災害に関する情報の伝達、収集及び被害調査に関すること</li> <li>(5) 被災者に対する救助及び救護措置に関すること</li> <li>(6) 災害時における保健衛生、文教及び交通対策に関すること</li> <li>(7) <u>その他市の所掌事務についての防災対策に関すること</u></li> <li>(8) 市内における公共的団体及び自主防災組織の育成指導に関すること</li> <li>(9) <u>(新設)</u></li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱	上田市	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 防災会議、災害対策本部に関すること</li> <li>(2) 防災施設の新設、改良及び復旧に関すること</li> <li>(3) <u>水防その他</u>の応急措置に関すること</li> <li>(4) 市域の災害に関する情報の伝達、収集及び被害調査に関すること</li> <li>(5) 被災者に対する救助及び救護措置に関すること</li> <li>(6) 災害時における保健衛生、文教及び交通対策に関すること</li> <li>(7) <u>その他市の所掌事務についての防災対策に関すること</u></li> <li>(8) 市内における公共的団体及び自主防災組織の育成指導に関すること</li> <li>(9) <u>(新設)</u></li> </ul>	<p>県の地域防災計画に合わせて修正</p>
機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱										
上田市	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 防災会議、災害対策本部に関すること</li> <li>(2) 防災施設の新設、改良及び復旧に関すること</li> <li>(3) <u>被災施設</u>の応急措置に関すること</li> <li>(4) 市域の災害に関する情報の伝達、<u>情報</u>収集及び被害調査に関すること</li> <li>(5) 被災者に対する救助及び救護措置に関すること</li> <li>(6) 災害時における保健衛生、文教及び交通対策に関すること</li> <li>(7) <u>火山防災に関する調査研究、訓練の実施、教育及び広報に関すること</u></li> <li>(8) 市内における公共的団体及び自主防災組織の育成指導に関すること</li> <li>(9) <u>その他防災に関すること</u></li> </ul>										
機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱										
上田市	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 防災会議、災害対策本部に関すること</li> <li>(2) 防災施設の新設、改良及び復旧に関すること</li> <li>(3) <u>水防その他</u>の応急措置に関すること</li> <li>(4) 市域の災害に関する情報の伝達、収集及び被害調査に関すること</li> <li>(5) 被災者に対する救助及び救護措置に関すること</li> <li>(6) 災害時における保健衛生、文教及び交通対策に関すること</li> <li>(7) <u>その他市の所掌事務についての防災対策に関すること</u></li> <li>(8) 市内における公共的団体及び自主防災組織の育成指導に関すること</li> <li>(9) <u>(新設)</u></li> </ul>										
5	<p>3 長野県</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長野県</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 長野県防災会議、<u>長野県警戒本部及び長野県災害対策本部</u>に関すること</li> <li>(2) 防災施設の新設、改良<u>等整備</u>に関すること</li> <li>(3) <u>被災施設</u>の応急措置<u>及び復旧</u>に関すること</li> <li>(4) 県地域の災害に関する情報の伝達、収集及び被害調査に関すること</li> <li>(5) 被災者に対する救助及び救護措置に関すること</li> <li>(6) 災害時における保健衛生、文教、治安及び交通対策に関すること</li> <li>(7) <u>火山防災に関する調査研究、訓練の実施、教育及び広報に関すること</u></li> <li>(8) <u>自衛隊の災害派遣要請・撤収</u>に関すること</li> <li>(9) <u>その他火山防災</u>に関すること</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱	長野県	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 長野県防災会議、<u>長野県警戒本部及び長野県災害対策本部</u>に関すること</li> <li>(2) 防災施設の新設、改良<u>等整備</u>に関すること</li> <li>(3) <u>被災施設</u>の応急措置<u>及び復旧</u>に関すること</li> <li>(4) 県地域の災害に関する情報の伝達、収集及び被害調査に関すること</li> <li>(5) 被災者に対する救助及び救護措置に関すること</li> <li>(6) 災害時における保健衛生、文教、治安及び交通対策に関すること</li> <li>(7) <u>火山防災に関する調査研究、訓練の実施、教育及び広報に関すること</u></li> <li>(8) <u>自衛隊の災害派遣要請・撤収</u>に関すること</li> <li>(9) <u>その他火山防災</u>に関すること</li> </ul>	<p>3 長野県</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長野県</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 長野県防災会議に関すること</li> <li>(2) 防災施設の新設、改良<u>及び復旧</u>に関すること</li> <li>(3) <u>水防その他</u>の応急措置に関すること</li> <li>(4) 県地域の災害に関する情報の伝達、収集及び被害調査に関すること</li> <li>(5) 被災者に対する救助及び救護措置に関すること</li> <li>(6) 災害時における保健衛生、文教、治安及び交通対策に関すること</li> <li>(7) <u>その他県の所掌事務についての防災対策</u>に関すること</li> <li>(8) <u>市及び指定地方公共機関の災害事務又は業務の実施についての救助及び調整</u>に関すること</li> <li>(9) <u>自衛隊の災害派遣要請</u>に関すること</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱	長野県	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 長野県防災会議に関すること</li> <li>(2) 防災施設の新設、改良<u>及び復旧</u>に関すること</li> <li>(3) <u>水防その他</u>の応急措置に関すること</li> <li>(4) 県地域の災害に関する情報の伝達、収集及び被害調査に関すること</li> <li>(5) 被災者に対する救助及び救護措置に関すること</li> <li>(6) 災害時における保健衛生、文教、治安及び交通対策に関すること</li> <li>(7) <u>その他県の所掌事務についての防災対策</u>に関すること</li> <li>(8) <u>市及び指定地方公共機関の災害事務又は業務の実施についての救助及び調整</u>に関すること</li> <li>(9) <u>自衛隊の災害派遣要請</u>に関すること</li> </ul>	<p>県の地域防災計画に合わせて修正</p>
機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱										
長野県	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 長野県防災会議、<u>長野県警戒本部及び長野県災害対策本部</u>に関すること</li> <li>(2) 防災施設の新設、改良<u>等整備</u>に関すること</li> <li>(3) <u>被災施設</u>の応急措置<u>及び復旧</u>に関すること</li> <li>(4) 県地域の災害に関する情報の伝達、収集及び被害調査に関すること</li> <li>(5) 被災者に対する救助及び救護措置に関すること</li> <li>(6) 災害時における保健衛生、文教、治安及び交通対策に関すること</li> <li>(7) <u>火山防災に関する調査研究、訓練の実施、教育及び広報に関すること</u></li> <li>(8) <u>自衛隊の災害派遣要請・撤収</u>に関すること</li> <li>(9) <u>その他火山防災</u>に関すること</li> </ul>										
機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱										
長野県	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 長野県防災会議に関すること</li> <li>(2) 防災施設の新設、改良<u>及び復旧</u>に関すること</li> <li>(3) <u>水防その他</u>の応急措置に関すること</li> <li>(4) 県地域の災害に関する情報の伝達、収集及び被害調査に関すること</li> <li>(5) 被災者に対する救助及び救護措置に関すること</li> <li>(6) 災害時における保健衛生、文教、治安及び交通対策に関すること</li> <li>(7) <u>その他県の所掌事務についての防災対策</u>に関すること</li> <li>(8) <u>市及び指定地方公共機関の災害事務又は業務の実施についての救助及び調整</u>に関すること</li> <li>(9) <u>自衛隊の災害派遣要請</u>に関すること</li> </ul>										

頁	新	旧	修正理由・備考																
6	<p>4 指定地方行政機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="280 178 510 210">機関の名称</th> <th data-bbox="510 178 1059 210">処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="280 210 510 745">関東農政局 (長野支局)</td> <td data-bbox="510 210 1059 745">           (1) 災害予防対策 (略)            (2) 応急対策            ア 農業に関する被害状況の取りまとめ及び報告に関すること            イ 災害時における種もみ、その他営農資材の確保に関すること            ウ 災害時における生鮮食料品等の供給に関すること            エ 災害時における農作物、蚕、家畜等に係る管理指導及び病虫害の防除に関すること            オ 土地改良機械及び技術者等の把握、緊急貸出及び動員に関すること  <u>(削除)</u>            (1) 復旧対策 (略)         </td> </tr> <tr> <td data-bbox="280 745 510 904">中部森林管理局</td> <td data-bbox="510 745 1059 904">           (1) <u>防災上の</u>治山事業の充実及び保安林の整備、管理の適正化に関すること            (2) 林野火災の予防及び発生時の応急措置に関すること            (3) 災害応急対策用材の供給に関すること            (中略)         </td> </tr> <tr> <td data-bbox="280 904 510 1032">東京航空局 (東京空港事務所 松本空港出張所)</td> <td data-bbox="510 904 1059 1032">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱	関東農政局 (長野支局)	(1) 災害予防対策 (略) (2) 応急対策 ア 農業に関する被害状況の取りまとめ及び報告に関すること イ 災害時における種もみ、その他営農資材の確保に関すること ウ 災害時における生鮮食料品等の供給に関すること エ 災害時における農作物、蚕、家畜等に係る管理指導及び病虫害の防除に関すること オ 土地改良機械及び技術者等の把握、緊急貸出及び動員に関すること <u>(削除)</u> (1) 復旧対策 (略)	中部森林管理局	(1) <u>防災上の</u> 治山事業の充実及び保安林の整備、管理の適正化に関すること (2) 林野火災の予防及び発生時の応急措置に関すること (3) 災害応急対策用材の供給に関すること (中略)	東京航空局 (東京空港事務所 松本空港出張所)	(略)	<p>4 指定地方行政機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1086 178 1317 210">機関の名称</th> <th data-bbox="1317 178 1877 210">処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1086 210 1317 745">関東農政局 (長野支局)</td> <td data-bbox="1317 210 1877 745">           (1) 災害予防対策 (略)            (2) 応急対策            ア 農業に関する被害状況の取りまとめ及び報告に関すること            イ 災害時における種もみ、その他営農資材の確保に関すること            ウ 災害時における生鮮食料品等の供給に関すること            エ 災害時における農作物、蚕、家畜等に係る管理指導及び病虫害の防除に関すること            オ 土地改良機械及び技術者等の把握、緊急貸出及び動員に関すること  <u>カ 災害時における主要食糧の供給に関すること</u>            (1) 復旧対策 (略)         </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1086 745 1317 904">中部森林管理局</td> <td data-bbox="1317 745 1877 904">           (1) <u>国土保全に直接資する</u>治山事業の充実及び保安林の整備、管理の適正化に関すること            (2) 林野火災の予防及び発生時の応急措置に関すること            (3) 災害応急対策用材の供給に関すること            (中略)         </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1086 904 1317 1032">東京航空局 (東京空港事務所 松本空港出張所)</td> <td data-bbox="1317 904 1877 1032">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱	関東農政局 (長野支局)	(1) 災害予防対策 (略) (2) 応急対策 ア 農業に関する被害状況の取りまとめ及び報告に関すること イ 災害時における種もみ、その他営農資材の確保に関すること ウ 災害時における生鮮食料品等の供給に関すること エ 災害時における農作物、蚕、家畜等に係る管理指導及び病虫害の防除に関すること オ 土地改良機械及び技術者等の把握、緊急貸出及び動員に関すること <u>カ 災害時における主要食糧の供給に関すること</u> (1) 復旧対策 (略)	中部森林管理局	(1) <u>国土保全に直接資する</u> 治山事業の充実及び保安林の整備、管理の適正化に関すること (2) 林野火災の予防及び発生時の応急措置に関すること (3) 災害応急対策用材の供給に関すること (中略)	東京航空局 (東京空港事務所 松本空港出張所)	(略)	<p>修正理由・備考</p> <p>県の地域防災計画に合わせて修正</p>
機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱																		
関東農政局 (長野支局)	(1) 災害予防対策 (略) (2) 応急対策 ア 農業に関する被害状況の取りまとめ及び報告に関すること イ 災害時における種もみ、その他営農資材の確保に関すること ウ 災害時における生鮮食料品等の供給に関すること エ 災害時における農作物、蚕、家畜等に係る管理指導及び病虫害の防除に関すること オ 土地改良機械及び技術者等の把握、緊急貸出及び動員に関すること <u>(削除)</u> (1) 復旧対策 (略)																		
中部森林管理局	(1) <u>防災上の</u> 治山事業の充実及び保安林の整備、管理の適正化に関すること (2) 林野火災の予防及び発生時の応急措置に関すること (3) 災害応急対策用材の供給に関すること (中略)																		
東京航空局 (東京空港事務所 松本空港出張所)	(略)																		
機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱																		
関東農政局 (長野支局)	(1) 災害予防対策 (略) (2) 応急対策 ア 農業に関する被害状況の取りまとめ及び報告に関すること イ 災害時における種もみ、その他営農資材の確保に関すること ウ 災害時における生鮮食料品等の供給に関すること エ 災害時における農作物、蚕、家畜等に係る管理指導及び病虫害の防除に関すること オ 土地改良機械及び技術者等の把握、緊急貸出及び動員に関すること <u>カ 災害時における主要食糧の供給に関すること</u> (1) 復旧対策 (略)																		
中部森林管理局	(1) <u>国土保全に直接資する</u> 治山事業の充実及び保安林の整備、管理の適正化に関すること (2) 林野火災の予防及び発生時の応急措置に関すること (3) 災害応急対策用材の供給に関すること (中略)																		
東京航空局 (東京空港事務所 松本空港出張所)	(略)																		

頁	新	旧	修正理由・備考																												
7	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京管区气象台 (長野地方气象台)</td> <td>(1) <u>噴火警報等の伝達、解説</u>に関すること (2) 防災知識の普及に関すること (3) 災害防止のための統計調査に関すること</td> </tr> <tr> <td>信越総合通信局</td> <td>(1) 災害時における通信・放送の確保に関する こと (2) 非常通信に関すること (3) 非常災害時における臨時災害放送局の開 局等の臨機の措置に関すること (4) <u>災害対策用移動通信機器、災害対策用移動 電源車及び臨時災害放送局用機器</u>の貸出に關 すること</td> </tr> <tr> <td>長野労働局</td> <td>(1) <u>工場、事業場における自主的な避難、救助 等の教育訓練</u>に関すること (2) <u>被災労働者及び被災事業主に対する応急 対策の実施</u>に関すること</td> </tr> <tr> <td>関東地方整備局 北陸地方整備局</td> <td>(1) 災害予防 <u>ア 所管施設の耐震性の確保</u> <u>イ 応急復旧用資機材の備蓄の推進</u> <u>ウ 機動力を生かした実践的な方法による防 災訓練の実施</u> <u>エ 公共施設等の被災状況調査を行う防災エ キスパート制度の制定</u> <u>オ 関係機関との連携による災害に強い地域 づくり計画の策定</u> (2) 応急・復旧 <u>(削除)</u> <u>ア 防災関係機関との連携による応急対策の 実施</u> <u>イ 路上障害物の除去等による緊急輸送道路 の確保</u> <u>ウ 所管施設の緊急点検の実施</u> <u>エ 緊急を要すると認められる場合の申し合 わせに基づく自主的な応急対策の実施</u></td> </tr> <tr> <td>中部地方環境事務所</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>関東地方測量部</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱	東京管区气象台 (長野地方气象台)	(1) <u>噴火警報等の伝達、解説</u> に関すること (2) 防災知識の普及に関すること (3) 災害防止のための統計調査に関すること	信越総合通信局	(1) 災害時における通信・放送の確保に関する こと (2) 非常通信に関すること (3) 非常災害時における臨時災害放送局の開 局等の臨機の措置に関すること (4) <u>災害対策用移動通信機器、災害対策用移動 電源車及び臨時災害放送局用機器</u> の貸出に關 すること	長野労働局	(1) <u>工場、事業場における自主的な避難、救助 等の教育訓練</u> に関すること (2) <u>被災労働者及び被災事業主に対する応急 対策の実施</u> に関すること	関東地方整備局 北陸地方整備局	(1) 災害予防 <u>ア 所管施設の耐震性の確保</u> <u>イ 応急復旧用資機材の備蓄の推進</u> <u>ウ 機動力を生かした実践的な方法による防 災訓練の実施</u> <u>エ 公共施設等の被災状況調査を行う防災エ キスパート制度の制定</u> <u>オ 関係機関との連携による災害に強い地域 づくり計画の策定</u> (2) 応急・復旧 <u>(削除)</u> <u>ア 防災関係機関との連携による応急対策の 実施</u> <u>イ 路上障害物の除去等による緊急輸送道路 の確保</u> <u>ウ 所管施設の緊急点検の実施</u> <u>エ 緊急を要すると認められる場合の申し合 わせに基づく自主的な応急対策の実施</u>	中部地方環境事務所	(略)	関東地方測量部	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京管区气象台 (長野地方气象台)</td> <td>(1) <u>気象警報等の発表及び伝達</u>に関すること (2) 防災知識の普及に関すること (3) 災害防止のための統計調査に関すること</td> </tr> <tr> <td>信越総合通信局</td> <td>(1) 災害時における通信・放送の確保に關する こと (2) 非常通信に関すること (3) 非常災害時における臨時災害放送局の開 局等の臨機の措置に関すること (4) 通信機器 <u>及び</u> 移動電源車の貸出に關する こと</td> </tr> <tr> <td>長野労働局</td> <td>(1) 事業場における <u>産業災害の防止</u> に關する こと (2) <u>事業場における自主的防災体制の確立</u> に 關すること</td> </tr> <tr> <td>関東地方整備局 北陸地方整備局</td> <td>(1) 災害予防 <u>(新規)</u> <u>ア 応急復旧用資機材の備蓄の推進</u> <u>イ 機動力を生かした実践的な方法による防 災訓練の実施</u> <u>(新規)</u> <u>ウ 関係機関との連携による災害に強い地域 づくり計画の策定</u> (2) 応急・復旧 <u>ア 応急活動のための体制の整備及び所掌事 務の実施</u> <u>イ 防災関係機関との連携による応急対策の 実施</u> <u>ウ 路上障害物の除去等による緊急輸送道路 の確保</u> <u>エ 所管施設の緊急点検の実施</u> <u>オ 緊急を要すると認められる場合の申し合 わせに基づく自主的な応急対策の実施</u></td> </tr> <tr> <td>中部地方環境事務所</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>関東地方測量部</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱	東京管区气象台 (長野地方气象台)	(1) <u>気象警報等の発表及び伝達</u> に関すること (2) 防災知識の普及に関すること (3) 災害防止のための統計調査に関すること	信越総合通信局	(1) 災害時における通信・放送の確保に關する こと (2) 非常通信に関すること (3) 非常災害時における臨時災害放送局の開 局等の臨機の措置に関すること (4) 通信機器 <u>及び</u> 移動電源車の貸出に關する こと	長野労働局	(1) 事業場における <u>産業災害の防止</u> に關する こと (2) <u>事業場における自主的防災体制の確立</u> に 關すること	関東地方整備局 北陸地方整備局	(1) 災害予防 <u>(新規)</u> <u>ア 応急復旧用資機材の備蓄の推進</u> <u>イ 機動力を生かした実践的な方法による防 災訓練の実施</u> <u>(新規)</u> <u>ウ 関係機関との連携による災害に強い地域 づくり計画の策定</u> (2) 応急・復旧 <u>ア 応急活動のための体制の整備及び所掌事 務の実施</u> <u>イ 防災関係機関との連携による応急対策の 実施</u> <u>ウ 路上障害物の除去等による緊急輸送道路 の確保</u> <u>エ 所管施設の緊急点検の実施</u> <u>オ 緊急を要すると認められる場合の申し合 わせに基づく自主的な応急対策の実施</u>	中部地方環境事務所	(略)	関東地方測量部	(略)	<p>県の地域防災計画に合わせて修正</p>
機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱																														
東京管区气象台 (長野地方气象台)	(1) <u>噴火警報等の伝達、解説</u> に関すること (2) 防災知識の普及に関すること (3) 災害防止のための統計調査に関すること																														
信越総合通信局	(1) 災害時における通信・放送の確保に関する こと (2) 非常通信に関すること (3) 非常災害時における臨時災害放送局の開 局等の臨機の措置に関すること (4) <u>災害対策用移動通信機器、災害対策用移動 電源車及び臨時災害放送局用機器</u> の貸出に關 すること																														
長野労働局	(1) <u>工場、事業場における自主的な避難、救助 等の教育訓練</u> に関すること (2) <u>被災労働者及び被災事業主に対する応急 対策の実施</u> に関すること																														
関東地方整備局 北陸地方整備局	(1) 災害予防 <u>ア 所管施設の耐震性の確保</u> <u>イ 応急復旧用資機材の備蓄の推進</u> <u>ウ 機動力を生かした実践的な方法による防 災訓練の実施</u> <u>エ 公共施設等の被災状況調査を行う防災エ キスパート制度の制定</u> <u>オ 関係機関との連携による災害に強い地域 づくり計画の策定</u> (2) 応急・復旧 <u>(削除)</u> <u>ア 防災関係機関との連携による応急対策の 実施</u> <u>イ 路上障害物の除去等による緊急輸送道路 の確保</u> <u>ウ 所管施設の緊急点検の実施</u> <u>エ 緊急を要すると認められる場合の申し合 わせに基づく自主的な応急対策の実施</u>																														
中部地方環境事務所	(略)																														
関東地方測量部	(略)																														
機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱																														
東京管区气象台 (長野地方气象台)	(1) <u>気象警報等の発表及び伝達</u> に関すること (2) 防災知識の普及に関すること (3) 災害防止のための統計調査に関すること																														
信越総合通信局	(1) 災害時における通信・放送の確保に關する こと (2) 非常通信に関すること (3) 非常災害時における臨時災害放送局の開 局等の臨機の措置に関すること (4) 通信機器 <u>及び</u> 移動電源車の貸出に關する こと																														
長野労働局	(1) 事業場における <u>産業災害の防止</u> に關する こと (2) <u>事業場における自主的防災体制の確立</u> に 關すること																														
関東地方整備局 北陸地方整備局	(1) 災害予防 <u>(新規)</u> <u>ア 応急復旧用資機材の備蓄の推進</u> <u>イ 機動力を生かした実践的な方法による防 災訓練の実施</u> <u>(新規)</u> <u>ウ 関係機関との連携による災害に強い地域 づくり計画の策定</u> (2) 応急・復旧 <u>ア 応急活動のための体制の整備及び所掌事 務の実施</u> <u>イ 防災関係機関との連携による応急対策の 実施</u> <u>ウ 路上障害物の除去等による緊急輸送道路 の確保</u> <u>エ 所管施設の緊急点検の実施</u> <u>オ 緊急を要すると認められる場合の申し合 わせに基づく自主的な応急対策の実施</u>																														
中部地方環境事務所	(略)																														
関東地方測量部	(略)																														

頁	新	旧	修正理由・備考																																																
8	<p>6 指定公共機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本郵便(株)信越支社 (市内郵便局)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>東日本旅客鉄道(株) 長野支社(上田駅)</td> <td>(1) 鉄道施設の防災に関すること (2) 災害時における避難者の輸送に関する こと</td> </tr> <tr> <td>日本貨物鉄道(株) (関東支社長野支店)</td> <td><u>地震</u>災害時における鉄道貨物による救助物 資等の輸送の協力に関すること</td> </tr> <tr> <td>電気通信事業者</td> <td>(東日本電信電話(株)、(株)エヌ・ティ・ティ・ド コモ、KDD I (株)、ソフトバンク(株)、楽天モ バイル(株)) (1) 電気通信設備の保全に関すること (2) 災害非常通話の確保及び気象通報の伝 達に関すること (中略)</td> </tr> <tr> <td>日本放送協会 (長野放送局)</td> <td><u>気象予報及び警報、災害</u>情報等広報に関す ること</td> </tr> <tr> <td>日本通運(株) (長野支店)</td> <td>災害時における、貨物自動車による救援物 資等の輸送の協力にすること (略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>7 指定地方公共機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土地改良区</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>ガス会社</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>鉄道会社</td> <td>(上田電鉄(株)、しなの鉄道(株)) 災害時における鉄道車両による救助物資及 び避難者等の輸送の協力に関すること</td> </tr> <tr> <td>路線バス会社</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱	日本郵便(株)信越支社 (市内郵便局)	(略)	東日本旅客鉄道(株) 長野支社(上田駅)	(1) 鉄道施設の防災に関すること (2) 災害時における避難者の輸送に関する こと	日本貨物鉄道(株) (関東支社長野支店)	<u>地震</u> 災害時における鉄道貨物による救助物 資等の輸送の協力に関すること	電気通信事業者	(東日本電信電話(株)、(株)エヌ・ティ・ティ・ド コモ、KDD I (株)、ソフトバンク(株)、楽天モ バイル(株)) (1) 電気通信設備の保全に関すること (2) 災害非常通話の確保及び気象通報の伝 達に関すること (中略)	日本放送協会 (長野放送局)	<u>気象予報及び警報、災害</u> 情報等広報に関す ること	日本通運(株) (長野支店)	災害時における、貨物自動車による救援物 資等の輸送の協力にすること (略)	機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱	土地改良区	(略)	ガス会社	(略)	鉄道会社	(上田電鉄(株)、しなの鉄道(株)) 災害時における鉄道車両による救助物資及 び避難者等の輸送の協力に関すること	路線バス会社	(略)	<p>6 指定公共機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本郵便(株)信越支社 (市内郵便局)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>東日本旅客鉄道(株) 長野支社(上田駅)</td> <td>(1) 鉄道施設の<u>地震</u>防災に関すること (2) <u>地震</u>災害時における避難者の輸送に関 すること</td> </tr> <tr> <td>日本貨物鉄道(株) (関東支社長野支店)</td> <td><u>地震</u>災害時における鉄道貨物による救助物 資等の輸送の協力に関すること</td> </tr> <tr> <td>電気通信事業者</td> <td>(東日本電信電話(株)、(株)エヌ・ティ・ティ・ド コモ、KDD I (株)、ソフトバンク <u>モバイル</u> (株)、楽天モバイル(株)) (1) <u>公衆</u>電気通信設備の保全に関すること (2) 災害非常通話の確保及び気象通報の伝 達に関すること (中略)</td> </tr> <tr> <td>日本放送協会 (長野放送局)</td> <td><u>地震</u>情報等広報に関すること</td> </tr> <tr> <td>日本通運(株) (長野支店)</td> <td><u>地震</u>災害時における、貨物自動車による救 援物資等の輸送の協力にすること (略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>7 指定地方公共機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土地改良区</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>ガス会社</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>鉄道会社</td> <td>(上田電鉄(株)、しなの鉄道(株)) <u>地震</u>災害時における鉄道車両による救助物 資及び避難者等の輸送の協力に関すること</td> </tr> <tr> <td>路線バス会社</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱	日本郵便(株)信越支社 (市内郵便局)	(略)	東日本旅客鉄道(株) 長野支社(上田駅)	(1) 鉄道施設の <u>地震</u> 防災に関すること (2) <u>地震</u> 災害時における避難者の輸送に関 すること	日本貨物鉄道(株) (関東支社長野支店)	<u>地震</u> 災害時における鉄道貨物による救助物 資等の輸送の協力に関すること	電気通信事業者	(東日本電信電話(株)、(株)エヌ・ティ・ティ・ド コモ、KDD I (株)、ソフトバンク <u>モバイル</u> (株)、楽天モバイル(株)) (1) <u>公衆</u> 電気通信設備の保全に関すること (2) 災害非常通話の確保及び気象通報の伝 達に関すること (中略)	日本放送協会 (長野放送局)	<u>地震</u> 情報等広報に関すること	日本通運(株) (長野支店)	<u>地震</u> 災害時における、貨物自動車による救 援物資等の輸送の協力にすること (略)	機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱	土地改良区	(略)	ガス会社	(略)	鉄道会社	(上田電鉄(株)、しなの鉄道(株)) <u>地震</u> 災害時における鉄道車両による救助物 資及び避難者等の輸送の協力に関すること	路線バス会社	(略)	<p>県の地域防災計 画に合わせて修 正</p>
機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱																																																		
日本郵便(株)信越支社 (市内郵便局)	(略)																																																		
東日本旅客鉄道(株) 長野支社(上田駅)	(1) 鉄道施設の防災に関すること (2) 災害時における避難者の輸送に関する こと																																																		
日本貨物鉄道(株) (関東支社長野支店)	<u>地震</u> 災害時における鉄道貨物による救助物 資等の輸送の協力に関すること																																																		
電気通信事業者	(東日本電信電話(株)、(株)エヌ・ティ・ティ・ド コモ、KDD I (株)、ソフトバンク(株)、楽天モ バイル(株)) (1) 電気通信設備の保全に関すること (2) 災害非常通話の確保及び気象通報の伝 達に関すること (中略)																																																		
日本放送協会 (長野放送局)	<u>気象予報及び警報、災害</u> 情報等広報に関す ること																																																		
日本通運(株) (長野支店)	災害時における、貨物自動車による救援物 資等の輸送の協力にすること (略)																																																		
機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱																																																		
土地改良区	(略)																																																		
ガス会社	(略)																																																		
鉄道会社	(上田電鉄(株)、しなの鉄道(株)) 災害時における鉄道車両による救助物資及 び避難者等の輸送の協力に関すること																																																		
路線バス会社	(略)																																																		
機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱																																																		
日本郵便(株)信越支社 (市内郵便局)	(略)																																																		
東日本旅客鉄道(株) 長野支社(上田駅)	(1) 鉄道施設の <u>地震</u> 防災に関すること (2) <u>地震</u> 災害時における避難者の輸送に関 すること																																																		
日本貨物鉄道(株) (関東支社長野支店)	<u>地震</u> 災害時における鉄道貨物による救助物 資等の輸送の協力に関すること																																																		
電気通信事業者	(東日本電信電話(株)、(株)エヌ・ティ・ティ・ド コモ、KDD I (株)、ソフトバンク <u>モバイル</u> (株)、楽天モバイル(株)) (1) <u>公衆</u> 電気通信設備の保全に関すること (2) 災害非常通話の確保及び気象通報の伝 達に関すること (中略)																																																		
日本放送協会 (長野放送局)	<u>地震</u> 情報等広報に関すること																																																		
日本通運(株) (長野支店)	<u>地震</u> 災害時における、貨物自動車による救 援物資等の輸送の協力にすること (略)																																																		
機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱																																																		
土地改良区	(略)																																																		
ガス会社	(略)																																																		
鉄道会社	(上田電鉄(株)、しなの鉄道(株)) <u>地震</u> 災害時における鉄道車両による救助物 資及び避難者等の輸送の協力に関すること																																																		
路線バス会社	(略)																																																		
10	<p>8 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>社会福祉施設の管理者</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(中略)</td> </tr> <tr> <td>青年団、婦人会等</td> <td>市が行う災害応急対策の協力に関すること</td> </tr> </tbody> </table>	機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱	社会福祉施設の管理者	(略)	(中略)		青年団、婦人会等	市が行う災害応急対策の協力に関すること	<p>8 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>社会福祉施設の管理者</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(中略)</td> </tr> <tr> <td>青年団、婦人会等</td> <td>(1) 市が行う災害応急対策の協力に関する こと (2) <u>被災者の救助活動及び義援金品の募集 等の協力に関すること</u></td> </tr> </tbody> </table>	機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱	社会福祉施設の管理者	(略)	(中略)		青年団、婦人会等	(1) 市が行う災害応急対策の協力に関する こと (2) <u>被災者の救助活動及び義援金品の募集 等の協力に関すること</u>	<p>県の地域防災計 画に合わせて修 正</p>																																
機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱																																																		
社会福祉施設の管理者	(略)																																																		
(中略)																																																			
青年団、婦人会等	市が行う災害応急対策の協力に関すること																																																		
機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱																																																		
社会福祉施設の管理者	(略)																																																		
(中略)																																																			
青年団、婦人会等	(1) 市が行う災害応急対策の協力に関する こと (2) <u>被災者の救助活動及び義援金品の募集 等の協力に関すること</u>																																																		

頁	新	旧	修正理由・備考
1 4	<p>第1節 火山災害に強いまちづくり</p> <p>第1基本方針</p> <p>市は、<u>地域及び各火山活動</u>の特性に配慮しつつ、火山災害に強いまちづくりを行うものとする。</p>	<p>第1節 火山災害に強いまちづくり</p> <p>第1基本方針</p> <p>市は、地域の特性に配慮しつつ、火山災害に強いまちづくりを行うものとする。</p>	<p>県の地域防災計画に合わせて修正</p>
1 5	<p>第3 主な取組み</p> <p>1 交通・通信施設の火山災害に対する安全性の確保、治山、治水、砂防事業等の総合的、計画的推進等<u>火山</u>災害に強い市土を形成する。</p> <p>第4 計画の内容</p> <p>1 火山災害に強い市土づくり</p> <p>(2) 基幹的な交通・通信施設等の整備については、<u>各施設等の耐震設計やネットワークの充実等により、大規模災害発生時の輸送・通信手段の確保に努めるものとする。</u></p> <p>2 火山災害に強いまちづくり</p> <p>(1) 火山災害に強いまちの形成</p> <p>ア (略)</p> <p>イ (略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>第3 主な取組み</p> <p>1 交通・通信施設の火山災害に対する安全性の確保、治山、治水、砂防事業等の総合的、計画的推進等災害に強い市土を形成する。</p> <p>第4 計画の内容</p> <p>1 火山災害に強い市土づくり</p> <p>(2) 基幹的な交通・通信施設等の整備に<u>当たっては</u>、ネットワークの充実に<u>含む火山災害に対する安全性</u>の確保に努めるものとする。</p> <p>2 火山災害に強いまちづくり</p> <p>(1) 火山災害に強いまちの形成</p> <p>ア (略)</p> <p>イ (略)</p> <p><u>ウ 警戒地域の指定があったときは、火山防災協議会を組織する。</u></p> <p><u>エ 警戒地域の指定があったときは、市地域防災計画において、当該警戒地域ごとに、火山現象の発生及び推移に関する情報収集・伝達や予警報の発令・伝達に関する事項、噴火警戒レベルの運用による入山規制や避難指示等避難のための措置について市長が行う通報及び警告に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、火山現象に係る避難訓練に関する事項、救助に関する事項その他必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。また、警戒地域内の不特定かつ多数の者が利用する施設又は要配慮者利用施設で噴火等の火山現象の発生時に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があるものについて、これらの施設の名称及び所在地を定めるものとする。名称及び所在地を定めたこれらの施設について、市は、火山現象発生時に当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、市地域防災計画において、火山現象の発生及び推移に関する情報、予報及び警報の伝達方法を定めるものとする。</u></p>	<p>県の地域防災計画に合わせて修正</p>

頁	新	旧	修正理由・備考
16	<p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>ウ 登山者等に対する適切な情報提供と安全対策の構築に努めるものとする。</u></p> <p><u>エ 火山防災協議会の場を活用する等により、退避壕・退避舎等の必要性について検討し、退避壕・退避舎等の整備推進を図るものとする。</u></p> <p><u>オ 適切な土地利用の誘導、警戒避難対策の推進、住民等への情報提供等を効果的に行うため、各火山の特性を考慮した火山に関するハザードマップの整備を推進するものとする。</u></p> <p><u>カ 道路防災対策等を通じて、強靱で信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。</u></p> <p><u>キ 所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進するものとする。</u></p> <p><u>ク 火山災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、火山災害の要因となる現象（火砕流、溶岩流、融雪型火山泥流、噴石、降灰等）とその規模が多様であることを考慮し、現象の影響が及ぶ範囲と程度を想定し、その想定結果に基づき対策を推進するものとする。</u></p> <p><u>ケ 火山災害の想定に当たっては、古文書等の資料の分析、火山噴出物の調査、火山地形等の調査などの科学的知見に基づく調査を通じて、過去の災害履歴等をより正確に調査するものとする。</u></p> <p><u>(新規)</u></p>	<p><u>オ 警戒避難体制の整備について地域防災計画に定める際は、火山防災協議会での検討により、噴火シナリオや複数の噴火規模を想定した火山ハザードマップを用いて避難開始時期や避難対象地域をあらかじめ段階的に設定することにより噴火警戒レベルを設定し、これに対応した避難開始時期、避難対象地域、指定緊急避難場所等の避難先、避難経路・手段を定めるなど具体的で実践的な避難計画を地域防災計画に位置付ける。</u></p> <p><u>カ 市町村地域防災計画に基づき、警戒地域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民、登山者等に周知させるため、火山防災協議会における検討を踏まえ、火山現象の影響及び範囲を図示した火山ハザードマップに避難対象地域、避難場所や避難経路、避難手段といった避難計画の内容、噴火警戒レベルの解説や情報伝達に関する事項など、住民や登山者等に必要な防災上必要な情報を付加した火山防災マップの配布その他の必要な措置を講じるものとする。</u></p> <p><u>キ 警戒地域の指定があった場合に地域防災計画に定める事項について、火山防災協議会の意見を聴くものとする。</u></p> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>ケ 火山防災協議会の場を活用する等により、退避壕・退避舎等の必要性について検討し、退避壕・退避舎等の整備推進を図るものとする。</u></p> <p><u>ク 適切な土地利用の誘導、警戒避難対策の推進、住民等への情報提供等を効果的に行うため、各火山の特性を考慮した火山に関するハザードマップの整備を推進するものとする。</u></p> <p><u>サ 道路防災対策等を通じて、強靱で信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。</u></p> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>(新規)</u></p>	<p>県の地域防災計画に合わせて修正</p>

頁	新	旧	修正理由・備考
16 (続き)	<p><u>コ 火山災害はその要因となる現象が多様であること、現象の推移等の把握や予測が難しいことから、日頃より、火山防災協議会等の枠組みを活用し、国等関係機関、火山専門家等と相互に連携して、避難体制の構築等の火山災害対策の推進に努めるものとする。</u></p> <p>(3) ライフライン施設の機能の確保  ア ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えると同時に避難生活環境の悪化等をもたらすことから、上下水道、工業用水道、電気、ガス、石油・石油ガス、通信サービス等のライフライン施設、廃棄物処理施設等の火山災害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。  <u>また、廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼動することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努めるものとする。</u></p> <p>イ コンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、<u>企業等における安全確保に向けての自発的な取組を促進するものとする。</u></p> <p>(5) 災害応急対策等への備え  ア 次章以降に掲げる、災害時の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員、住民個々の防災力の向上を図るものとする。</p> <p><u>イ 噴火に伴う火砕流等は発生から短時間で居住地域に到達する恐れがあり、噴火発生前から住民、登山者等へ避難指示等を行わなければならない場合がありえる事に十分留意して災害応急対応を講じるものとする。</u></p>	<p><u>(新規)</u></p> <p>(3) ライフライン施設の機能の確保  ア ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えると同時に避難生活環境の悪化等をもたらすことから、上下水道、工業用水道、電気、ガス、石油・石油ガス、通信サービス等のライフライン施設、廃棄物処理施設等の火山災害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。  <u>(追加)</u></p> <p>イ コンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講じるものとする。</p> <p>(5) 災害応急対策等への備え  ア 次章以降に掲げる、災害時の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員、住民個々の防災力の向上、<u>人的ネットワークの構築</u>を図るものとする。  <u>(新規)</u></p>	<p>県の地域防災計画に合わせて修正</p>

頁	新	旧	修正理由・備考
17	<p><u>ウ</u> 指定緊急避難場所、指定避難施設、備蓄など、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地等の活用を図るものとする。</p> <p><u>エ</u> 防災機能を有する道の駅を地域の防災拠点として位置付け、その機能強化に努めるものとする。(別記参照)</p> <p><u>オ</u> 民間企業等を含む関係機関との間で協定を締結するなど<u>協力的体制を構築し</u>、連携強化を進めることにより、迅速かつ効果的な応急対策等が行えるように努めるものとする。</p> <p>また、協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて、災害時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意するものとする。</p> <p><u>カ</u> 民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務(被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等)について、あらかじめ協定を締結しておくなど、民間事業者のノウハウや能力などの活用に努めるものとする。</p> <p><u>キ</u> 他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、災害対応を時系列で整理した防災行動計画(タイムライン)を作成するよう努めるものとする。</p> <p>また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。</p> <p><u>ク</u> 随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進するものとする。</p> <p><u>ケ</u> 災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。</p> <p><u>(別記) 防災機能を有する道の駅一覧 → 風水害対策編 参照</u></p> <p><u>(6)</u> 火山災害警戒地域の指定</p> <p>ア 活動火山対策特別措置法に基づき、内閣総理大臣が火山の爆発による人的被害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき地域を、火山災害警戒地域として指定した場合、その警戒地域を<u>区域に含む市町村</u>は、想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備に関し、必要な協議を行うための<u>火山防災協議会</u>を組織する。なお、<u>県内の市町村が</u>、火山災害警戒地域に含まれない火山防災協議会に任意に参加する場合は、<u>県も任意に火山防災協議会に参加することができる</u>。</p> <p>イ 火山災害警戒地域の指定があった場合は、市<u>地域</u>防災<u>計画</u>において<u>次の事項を定めるものとする</u>。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(ア) 火山現象の発生及び推移に関する情報収集・伝達や予警報の発令・伝達に関する事項</u></p>	<p><u>イ</u> 避難場所、避難施設、備蓄など、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地等の活用を図るものとする。</p> <p><u>ウ</u> 防災機能を有する道の駅を地域の防災拠点として位置付け、その機能強化に努めるものとする。(別記参照)</p> <p><u>エ</u> 民間企業等を含む関係機関との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、迅速かつ効果的な応急対策等が行えるように努めるものとする。</p> <p>また、協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて、災害時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意するものとする。</p> <p><u>オ</u> 民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務(被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等)について、あらかじめ協定を締結しておくなど、民間事業者のノウハウや能力などの活用に努めるものとする。</p> <p><u>カ</u> 他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、災害対応を時系列で整理した防災行動計画(タイムライン)を作成するよう努めるものとする。</p> <p>また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。</p> <p><u>キ</u> 随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進するものとする。</p> <p><u>ク</u> 災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。</p> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>ケ</u> 火山災害警戒地域の指定</p> <p><u>(ア)</u> 活動火山対策特別措置法に基づき、内閣総理大臣が火山の爆発による人的被害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき地域を、火山災害警戒地域として指定した場合、その警戒地域が<u>長野県にあったときは</u>、想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備に関し、必要な協議を行うための協議会を組織する。なお、火山災害警戒地域に含まれない<u>市町村も</u>、火山防災協議会に任意に参加できる<u>ものとする</u>。</p> <p><u>(イ)</u> 火山災害警戒地域の指定があった場合は、市防災<u>会議</u>において<u>火山防災協議会の意見を踏まえながら、活動火山対策特別措置法第6条第1項に規定する事項を定めなければならない</u>。</p> <p><u>(別記) 防災機能を有する道の駅一覧 → 風水害対策編 参照</u></p> <p><u>(新規)</u></p>	<p>県の地域防災計画に合わせて修正</p>

頁	新	旧	修正理由・備考
17 (続き)	<p><u>(イ) 警戒地域内の住民等がとるべき立退きの準備その他の避難のための措置について市町村長が行う通報及び警告に関する事項</u></p> <p><u>(ウ) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項</u></p> <p><u>(エ) 避難・救助に係る広域調整に関する事項</u></p> <p><u>(オ) その他必要な警戒避難体制に関する事項</u></p> <p><u>(カ) 避難促進施設に関する事項</u></p> <p><u>また、警戒地域内の不特定かつ多数の者が利用する施設又は要配慮者利用施設で噴火等の火山現象の発生時に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があるものについて、避難促進施設として、これらの施設の名称及び所在地を定めるものとする。名称及び所在地を定めたこれらの施設について、市は、火山現象発生時に当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、市地域防災計画において、火山現象の発生及び推移に関する情報、予報及び警報の伝達方法を定めるものとする。</u></p> <p><u>なお、避難促進施設に指定された施設は、避難確保計画を作成しなければならない。</u></p> <p><u>ウ 火山防災協議会では、警戒避難体制の整備に必要な事項について、当該火山における統一的な防災体制を検討するため、「噴火シナリオ」「火山ハザードマップ」「噴火警戒レベル」「避難計画」等の一連の警戒避難体制について協議するものとする。</u></p> <p><u>エ 市防災会議は、市地域防災計画において、活動火山対策特別措置法第6条第1項の事項について、定めるときは火山防災協議会の意見を聴くものとする。</u></p> <p><u>オ 市地域防災計画に基づき、火山災害警戒地域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民、登山者等に周知させるため、火山防災協議会における検討を踏まえ、火山現象の影響及び範囲を図示した火山ハザードマップに避難対象地域、避難場所や避難経路、避難手段といった避難計画の内容、噴火警戒レベルの解説や情報伝達に関する事項など、住民や登山者等に必要な防災上必要な情報を付加した火山防災マップの配布その他の必要な措置を講じるものとする。</u></p> <p><u>(7) 避難経路の設定</u></p> <p><u>住民、登山者等が安全に避難できるように、避難対象地域から避難所等までの避難経路を明確に定めておくものとする。避難経路の設定にあたっては火山防災協議会が定める避難計画に基づき定めるものとする。</u></p>	<p><u>(新規)</u></p>	<p>修正理由・備考</p> <p>県の地域防災計画に合わせて修正</p>

頁	新	旧	修正理由・備考
17 (続き)	<p><u>(8) 避難促進施設の指定</u> 市防災会議は、避難促進施設の指定にあたり、各火山防災協議会において検討を行う火山現象影響範囲を踏まえるものとする。ただし、<u>具体的な基準が各火山防災協議会において検討された場合には、その基準を基本とする。</u></p> <p>3 火山防災協議会が実施する計画 活動火山対策特別措置法第4条に基づく火山防災協議会は、火山災害の特徴に応じた警戒避難体制を整備するため、関係する都道府県及び市町村が一同に会し、かつ火山現象について専門的知見を有する様々な者が参画して、「<u>火山単位</u>」の<u>統一的な</u>警戒避難体制について下記事項の協議を行うものとする。</p>	<p><u>(新規)</u></p> <p>3 火山防災協議会が実施する計画 活動火山対策特別措置法第4条に基づく火山防災協議会は、火山災害の特徴に応じた警戒避難体制を整備するため、関係する都道府県及び市町村が一同に会し、かつ火山現象について専門的知見を有する様々な者が参画して、「<u>山単位</u>」の警戒避難体制について下記事項の協議を行うものとする。</p>	<p>県の地域防災計画に合わせて修正</p>
20	<p>第3節 情報の収集・連絡体制計画 第1 基本方針 災害時には各機関が出来る限り早期に的確な対策を行うことが求められるところであり、そのためには迅速、確実な情報の収集が必要である。 市、県、関係機関等を結ぶ情報収集・連絡体制の整備、その情報を伝達する通信手段の整備を進めるとともに、防災関連情報の収集蓄積に努め<u>わかりやすい情報提供</u>、災害危険性の周知や災害予測システムの研究に役立てるものとする。</p> <p>第2 主な取組み 1 防災関係機関は、情報収集ルートの設定等情報収集・連絡体制の整備を図る<u>とともにわかりやすい情報提供、関係機関の連携強化に努める。</u> 2 市は、防災関連情報のデータベース化を図り、火山に関するハザードマップの作成や地理情報システムの構築に努める。 3 <u>確実に情報が伝達されるよう</u>情報伝達手段の多ルート化等を推進する。</p> <p>第3 計画の内容 1 情報の収集・連絡体制の整備 <u>(1) 県及び関係機関と連携し、最新の火山情報が確実に伝達できるよう、火山関係者との情報共有を図るものとする。</u> <u>(2) 関係機関と協力し、噴火警戒レベル1の段階も含めた防災対応について検討を行うものとする。</u> <u>(3) 被害状況等の把握及び被害調査は、関係機関、団体、住民組織等の協力を求めて実施するものとするが、あらかじめ情報収集ルート、担当者、目標時間等を定めておくものとする。</u> <u>(4) 円滑な情報収集機能の確保を図るため、毎年訓練を実施する。</u></p>	<p>第3節 情報の収集・連絡体制計画 第1 基本方針 災害時には各機関が出来る限り早期に的確な対策を行うことが求められるところであり、そのためには迅速、確実な情報の収集が必要である。 市、県、関係機関等を結ぶ情報収集・連絡体制の整備、その情報を伝達する通信手段の整備を進めるとともに、防災関連情報の収集蓄積に努め、災害危険性の周知や災害予測システムの研究に役立てるものとする。</p> <p>第2 主な取組み 1 防災関係機関は、情報収集ルートの設定等情報収集・連絡体制の整備を図る。 2 市は、防災関連情報のデータベース化を図り、火山に関するハザードマップの作成や地理情報システムの構築に努める。 3 情報伝達手段の多ルート化等を推進する。</p> <p>第3 計画の内容 1 情報の収集・連絡体制の整備 <u>(新規)</u> <u>(新規)</u> <u>(1) 被害状況等の把握及び被害調査は、関係機関、団体、住民組織等の協力を求めて実施するものとするが、あらかじめ情報収集ルート、担当者、目標時間等を定めておくものとする。</u> <u>(2) 円滑な情報収集機能の確保を図るため、毎年訓練を実施する。</u></p>	<p>県の地域防災計画に合わせて修正</p>

頁	新	旧	修正理由・備考
20 (続き)	<p>(5) 公共施設(学校、公民館等)を情報通信の拠点とした市内におけるネットワークの整備について研究する。</p> <p>(6) 総合的な情報収集を行うため「モニター情報制度」の設置を研究する。</p> <p>(7) 「防災情報システム」により関係機関との情報共有、連携強化に努めるものとする。</p> <p>(8) 情報収集手段としてパソコンネットワーク等の活用を推進する。</p> <p>(9) 災害対策本部等に意見聴取・連絡調整のため、関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努めるものとする。</p> <p><u>(10) 噴火警報・予報、火山の状況に関する解説情報(臨時)、噴火速報等の火山防災情報を住民、登山者等に伝達する体制を整備するものとする。</u></p> <p><u>(11) 火山防災情報の登山者への伝達をより確実にするため、緊急速報メール、登録制メールなど、地域の状況を踏まえながら、情報伝達手段の多様化を図るものとする。</u></p> <p>2 情報の分析整理</p> <p>市は、平常時より自然情報、社会情報、防災情報等防災関連情報の収集蓄積、情報形式の標準化に努めるとともに、パソコンネットワーク等の活用により災害情報等共有化、住民への周知を図る。</p> <p>また、これらの蓄積された情報をベースに情報分析要員等の育成・活用等を図るものとする。<u>また、火山防災協議会の構成員である火山専門家等の意見を活用できるよう努め、被害予測や的確な初動体制の確立等の災害対策に資するほか、総合的な防災情報を網羅したマップの作成や地理情報システムの構築に努めるものとする。</u></p>	<p>(3) 公共施設(学校、公民館等)を情報通信の拠点とした市内におけるネットワークの整備について研究する。</p> <p>(4) 総合的な情報収集を行うため「モニター情報制度」の設置を研究する。</p> <p>(新規)</p> <p>(5) 情報収集手段としてパソコンネットワーク等の活用を推進する。</p> <p>(6) 災害対策本部等に意見聴取・連絡調整のため、関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努めるものとする。</p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p> <p>2 情報の分析整理</p> <p>市は、平常時より自然情報、社会情報、防災情報等防災関連情報の収集蓄積、情報形式の標準化に努めるとともに、パソコンネットワーク等の活用により災害情報等共有化、住民への周知を図る。</p> <p>また、これらの蓄積された情報をベースに情報分析要員等の育成・活用等を図り、被害予測や的確な初動体制の確立等の災害対策に資するほか、総合的な防災情報を網羅したマップの作成や地理情報システムの構築に努めるものとする。</p> <p><u>また、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。</u></p>	<p>県の地域防災計画に合わせて修正</p>
21	<p>3 通信手段の<u>強化</u></p>	<p>3 通信手段の<u>確保</u></p>	<p>県の地域防災計画に合わせて修正</p>

頁	新	旧	修正理由・備考
3 2	<p>第1 1 節 避難の受入活動計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 避難計画の策定等</p> <p>(2) 市は、予め住民に対し、ホームページ、広報誌等の様々な媒体により、親戚・知人宅等への分散避難や、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の対応に関する情報を提供するものとする。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(3) 避難計画の作成</p>	<p>第1 1 節 避難収容活動計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 避難計画の策定等</p> <p>(2) <u>県及び市</u>は、予め住民に対し、ホームページ、広報誌等の様々な媒体により、親戚・知人宅等への分散避難や、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の<u>自宅療養者等の災害時の対応に関する問い合わせ窓口等の</u>情報を提供するものとする。</p> <p><u>(3) 自宅療養者等の避難の確保を図るため、市は、突発災害時等にも自宅療養者等がすぐに避難できるよう、自宅療養者等の避難先として、避難所の専用スペース等（自宅療養者等のための避難所で、一般の避難所とは別の建物をいう。又は同一建物の場合では、他の避難者と分けられた部屋、動線、専用トイレ等をいう。以下同じ。）の確保に努めるものとする。</u></p> <p>(4) 避難計画の作成</p>	<p>県の地域防災計画に合わせて修正</p>
3 3	<p>ア 避難指示の具体的な発令基準及び伝達方法</p> <p>イ <u>高齢者等避難の発令基準</u>及び伝達方法 (<u>避難指示・高齢者等避難</u>については風水害対策編第3章第12節を参照)</p> <p>(中略)</p> <p>カ 指定避難場所の管理に関する事項</p> <p>(ア) 避難<u>受入れ</u>中の秩序保持</p> <p>(中略)</p> <p>キ 広域避難地等の整備に関する事項</p> <p>(ア) <u>受入れ</u>施設</p> <p>(中略)</p> <p>(4) 避難行動要支援者対策</p>	<p>ア 避難<u>情報</u>の具体的な基準及び伝達方法</p> <p>イ <u>避難情報を伝達する</u>基準及び伝達方法 (<u>避難情報</u>については風水害対策編第3章第12節を参照)</p> <p>(中略)</p> <p>カ 指定避難場所の管理に関する事項</p> <p>(ア) 避難<u>収容</u>中の秩序保持</p> <p>(中略)</p> <p>キ 広域避難地等の整備に関する事項</p> <p>(ア) <u>収容</u>施設</p> <p>(中略)</p> <p>(5) 避難行動要支援者対策</p>	<p>県の地域防災計画に合わせて修正</p>
3 4	<p>(5) 帰宅困難者等対策</p>	<p>(6) 帰宅困難者等対策</p>	<p>附番の調整</p>

頁	新	旧	修正理由・備考
36	<p>3 避難所の確保</p> <p>(3)福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。 <u>特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。</u></p> <p>(中略)</p> <p>(11)指定避難所における備蓄倉庫、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、非常用電源、<u>ガス設備</u>、衛星携帯電話等の通信機器のほか、空調、洋式トイレ等避難の実施に必要な施設・設備の整備に努め、要配慮者にも配慮する。また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。</p>	<p>3 避難所の確保</p> <p>(3)福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>(11)指定避難所における備蓄倉庫、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器のほか、空調、洋式トイレ等避難の実施に必要な施設・設備の整備に努め、要配慮者にも配慮する。また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。</p>	<p>県の地域防災計画に合わせて修正</p>
37	<p>(22)市及び指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO、ボランティア等との定期的な情報交換<u>や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成</u>に努めるものとする。</p> <p>4 住宅の確保体制の整備</p> <p>(3)応急仮設住宅の建設用地については、指定緊急避難場所及び指定避難所との整合を図りながら候補地を選定し、<u>学校の敷地を用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮するものとする</u>。</p>	<p>(22)市及び指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO、ボランティア等との定期的な情報交換に努めるものとする。</p> <p>4 住宅の確保体制の整備</p> <p>(3)応急仮設住宅の建設用地については、指定緊急避難場所及び指定避難所との整合を図りながら候補地を選定<u>確保</u>する。</p>	<p>県の地域防災計画に合わせて修正</p>
38	<p>5 学校における避難計画</p> <p>(1)防災計画（教育委員会）</p> <p>ア 学校長は、<u>火山</u>災害が発生した場合、<u>又は発生するおそれのある場合</u>に児童生徒等の安全を確保するため防災計画を作成しておくものとする。なお、この計画作成にあたっては市、警察署、消防署及びその他の関係機関と十分協議するものとする。</p>	<p>5 学校における避難計画</p> <p>(1)防災計画（教育委員会）</p> <p>ア 学校長は、災害が発生した場合に児童生徒等の安全を確保するため防災計画を作成しておくものとする。なお、この計画作成にあたっては市、警察署、消防署及びその他の関係機関と十分協議するものとする。</p>	<p>県の地域防災計画に合わせて修正</p>

頁	新	旧	修正理由・備考
49	<p>第21節 下水道施設災害予防計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>下水道等の施設の建設に当たっては、各火山が持つ固有の活動特性に応じ、施設の位置等について検討しなければならない。</p> <p>下水道管理者は、火山災害に対する安全性の確保を図るとともに、<u>火山災害により施設に被害が生じた場合は、応援協定等に基づく復旧体制の確立、応急対策により早期復旧を図る。</u></p> <p>第2 主な取組み</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>緊急連絡体制、被災時の応急及び復旧体制の確立を図る。</li> <li>緊急用、復旧用資材の計画的な<u>備蓄を図る。</u></li> </ol> <p><u>(削除)</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>下水道施設台帳等の整備・<u>充実</u>を図る。</li> <li>管渠及び処理場施設の系統の多重化を図る。</li> </ol> <p>第3 計画の内容</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>緊急連絡体制、被災時の復旧体制の確立 <ol style="list-style-type: none"> <li>災害時の対応を定めた災害対策要領等を策定する。</li> <li>対策要領等に定められた対応が確実に機能するよう、訓練を実施していく。</li> <li>復旧体制について、他の地方公共団体との広域応援体制、民間の業者との協力体制を確立する。<u>なお、「長野県生活排水事業における災害時応援に関するルール」及び「下水道事業災害時中部ブロック支援に関するルール」により、他の地方公共団体に応援要請をすることができる。</u></li> </ol> </li> <li>緊急用、復旧用資材の計画的な<u>備蓄</u></li> </ol> <p><u>(削除)</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>下水道施設台帳、農業集落排水処理施設台帳・浄化槽台帳等の整備・<u>充実</u></li> <li>管渠及び処理場施設の系統の多重化</li> </ol>	<p>第21節 下水道施設災害予防計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>下水道等の施設の建設に当たっては、各火山が持つ固有の活動特性に応じ、施設の位置等について検討しなければならない。</p> <p>下水道管理者は、火山災害に対する安全性の確保を図るとともに、<u>必要に応じて系統の多重化、拠点の分散化、代替施設の整備等による代替性の確保に努めるものとする。</u></p> <p>第2 主な取組み</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>緊急連絡体制、被災時の応急及び復旧体制の確立を図る。</li> <li>緊急用、復旧用資材の計画的な<u>確保に努める。</u></li> <li><u>系統の多重化を図る。</u></li> <li>下水道施設台帳等の整備・<u>拡充</u>を図る。</li> <li>管渠及び処理場施設の系統の多重化を図る。</li> </ol> <p>第3 計画の内容</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>緊急連絡体制、被災時の復旧体制の確立 <ol style="list-style-type: none"> <li>災害時の対応を定めた災害対策要領等を策定する。</li> <li>対策要領等に定められた対応が確実に機能するよう、訓練を実施していく。</li> <li>復旧体制について、他の地方公共団体との広域応援体制、民間の業者との協力体制を確立する。</li> </ol> </li> <li>緊急用、復旧用資材の計画的な<u>確保</u></li> <li><u>系統の多重化</u> <u>必要に応じて、系統の多重化、拠点の分散化、代替施設の整備等による代替性の確保に努めるものとする。</u></li> <li>下水道施設台帳、農業集落排水処理施設台帳・浄化槽台帳等の整備・<u>拡充</u></li> <li>管渠及び処理場施設の系統の多重化</li> </ol>	<p>修正理由・備考</p> <p>県の地域防災計画に合わせて修正</p>

頁	新	旧	修正理由・備考
5 1	<p>第2 5節 土砂災害等の災害予防計画</p> <p>第2 主な取組み</p> <p>3 要配慮者利用施設が所在する土砂災害警戒区域等について防災対策を推進する。</p> <p>4 特に活動の活発な活火山では、火山噴火に伴い発生する土砂災害等に対し、火山噴火緊急減災対策砂防計画に基づき、関係機関が連携して被害をできる限り軽減する取組を推進する。</p> <p><u>5 土砂災害警戒区域には原則として要配慮者利用施設の新築等を行わないものとする。地域の状況等特別な理由があり、やむを得ず新築する場合は、土砂災害に備えた警戒避難体制を構築するものとし、県・市町村は構築についての助言を行う。</u></p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 土石流対策</p> <p>(3) 土石流災害の発生するおそれがある場合等に迅速かつ適切な<u>高齢者等避難、または避難指示を発令することが出来る</u>具体的な基準及び伝達方法等について避難計画を確立するものとする。</p>	<p>第2 5節 土砂災害等の災害予防計画</p> <p>第2 主な取組み</p> <p>3 要配慮者利用施設が所在する土砂災害警戒区域<u>及び土砂災害危険箇所</u>等について防災対策を推進する。</p> <p>4 特に活動の活発な活火山では、火山噴火に伴い発生する土砂災害等に対し、火山噴火緊急減災対策砂防計画に基づき、関係機関が連携して被害をできる限り軽減する取組を推進する。</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 土石流対策</p> <p>(3) 土石流災害の発生するおそれがある場合等に迅速かつ適切な避難<u>情報</u>の発令を行えるような具体的な基準及び伝達方法等について避難計画を確立するものとする。</p>	<p>県の地域防災計画に合わせて修正</p>

頁	新	旧	修正理由・備考
5 2	<p>3 要配慮者利用施設が所在する土砂災害警戒区域等対策</p> <p>4 土砂災害警戒区域の対策</p> <p><u>(1) 市は、住民へ土砂災害警戒区域等を周知し、情報伝達体制を整備する。また、土砂災害警戒区域等における円滑な警戒避難体制の整備に努めるものとする。</u></p> <p><u>(2) 土砂災害特別警戒区域については、以下の措置を講ずる。</u>  <u>ア 建築基準法に基づく建築物の構造規制を踏まえた安全確保の推進</u>  <u>イ 勧告による移転者または移転を希望する者への建物除却等費、建物助成費による支援及び相談窓口の確保</u></p> <p><u>(3) 土砂災害警戒区域については、以下の措置を講ずる。</u>  ア 地域防災計画において、土砂災害警戒区域ごとに以下の事項について定める。  (ア) 土砂災害に関する情報及び気象警報等の伝達方法  (イ) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項  (ウ) 土砂災害に係る避難訓練に関する事項  (エ) <u>要配慮者利用施設及び学校(小学校、中学校及び高等学校)の施設の名称及び所在地</u>  (中略)</p> <p>(4) やむを得ず土砂災害警戒区域等に要配慮者利用施設を新築等行う場合は、施設設置者に対して<u>警戒避難体制の構築等について</u>助言を行う。</p> <p>(5) 住民は、平時より土砂災害の前兆現象に注意を払い、前兆現象を確認した時は、遅滞なく市、警察等へ連絡する。また、土砂災害警戒区域等、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路について把握しておくなど、日ごろから土砂災害関連情報を収集する。更に土砂災害警戒情報発表に伴いその内容を理解し自主避難等、避難行動ができるように努めるものとする。</p>	<p>3 要配慮者利用施設が所在する土砂災害警戒区域及び土砂災害危険箇所等対策</p> <p>4 土砂災害警戒区域の対策</p> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>(1) 土砂災害特別警戒区域については、以下の措置を講ずる。</u>  <u>(新規)</u></p> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>(新規)</u></p> <p>ア 地域防災計画において、土砂災害警戒区域ごとに以下の事項について定める。  (ア) 土砂災害に関する情報及び気象警報等の伝達方法  (イ) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路</p> <p>(ウ) 土砂災害に係る避難訓練に関する事項  (エ) <u>警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設の名称及び所在地</u>  (中略)</p> <p>(4) やむを得ず土砂災害警戒区域等に要配慮者利用施設を新築等行う場合は、施設設置者に対して構築等に助言を行う。</p> <p>(5) 住民は、平時より土砂災害の前兆現象に注意を払い、前兆現象を確認した時は、遅滞なく市、警察等へ連絡する。また、土砂災害警戒区域等及び<u>土砂災害危険箇所</u>、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路について把握しておくなど、日ごろから土砂災害関連情報を収集する。更に土砂災害警戒情報発表に伴いその内容を理解し自主避難等、避難行動ができるように努めるものとする。</p>	<p>県の地域防災計画に合わせて修正</p>
5 4	<p>第27節 建築物災害予防計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 建築物</p> <p><u>(1) 火山災害に対する安全性の確保にあたっては、公共建築物の不燃堅牢化に努める。</u></p> <p><u>(2) 住民に対し、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図る。</u></p>	<p>第27節 建築物災害予防計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 建築物</p> <p>公共建築物の<u>建築に当たっては、堅牢化に努める。</u></p>	<p>県の地域防災計画に合わせて修正</p>

頁	新	旧	修正理由・備考
60	<p>第33節 防災知識普及計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>「自らの命は自らが守る」が防災の基本であり、市、県及び防災関係機関による対策が、有効に機能するためには、<u>食料・飲料水の備蓄や火山防災マップ等から火山の特性を知るなど</u>、住民が常日ごろから災害に対する備えを心がけるとともに、災害発生時には、自らの安全を守るような行動をとることができることが重要である。</p> <p>また、広域かつ甚大な被害が予想される災害に対処するためには、住民、企業及び自主防災組織等の連携による総合的な防災力の向上が不可欠である。</p> <p>しかし、実際に<u>火山</u>災害が発生する頻度はそれほど高くないため、災害時における行動を経験から学ぶことは、困難である。</p> <p>このため、市、県及び指定行政機関等は、<u>「信州 火山防災の日」及び防災関連行事等を通じ</u>、災害文化の伝承や、体系的な教育により住民の防災意識の高揚を図るとともに、防災知識の普及、徹底を図り、自主防災意識を持った災害に強い住民の育成等地域の総合的な防災力の向上に努めるものとする。</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 住民等に対する防災知識の普及活動</p> <p>(1) 市民に対して防災知識を普及させるため、新聞、テレビ、ラジオ等のマスメディア、市ホームページ、住民向け講座及び各種広報資料等により次の事項の啓発活動を行う。</p> <p>(中略)</p> <p>エ 警報等発表時や避難<u>指示、高齢者等避難</u>の発令時にとるべき行動</p>	<p>第33節 防災知識普及計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>「自らの命は自らが守る」が防災の基本であり、市、県及び防災関係機関による対策が、有効に機能するためには、住民が常日ごろから災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には、自らの安全を守るような行動をとることができることが重要である。</p> <p>また、広域かつ甚大な被害が予想される災害に対処するためには、住民、企業及び自主防災組織等の連携による総合的な防災力の向上が不可欠である。</p> <p>しかし、実際に災害が発生する頻度はそれほど高くないため、災害時における行動を経験から学ぶことは、困難である。</p> <p>このため、市、県及び指定行政機関等は、災害文化の伝承や、体系的な教育により住民の防災意識の高揚を図るとともに、防災知識の普及、徹底を図り、自主防災意識を持った災害に強い住民の育成等地域の総合的な防災力の向上に努めるものとする。</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 住民等に対する防災知識の普及活動</p> <p>(1) 市民に対して防災知識を普及させるため、新聞、テレビ、ラジオ等のマスメディア、市ホームページ、住民向け講座及び各種広報資料等により次の事項の啓発活動を行う。</p> <p>(中略)</p> <p>エ 警報等発表時や避難<u>情報</u>の発令時にとるべき行動</p>	<p>県の地域防災計画に合わせて修正</p>

頁	新	旧	修正理由・備考
6 1	<p>ニ 各地域における<u>指定緊急避難場所、指定避難所</u>及び避難路に関する知識</p> <p>(2) <u>火山現象の影響及び範囲を図示した火山ハザードマップや、火山ハザードマップに噴火警報等の解説、指定緊急避難場所、指定避難所、避難経路、避難の方法及び住民への情報伝達の方法等の防災上必要な情報を記載した火山防災マップを用いて火山災害の危険性を周知するものとする。</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(中略)</p> <p>(5) 教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関するテキストやマニュアルの配布、<u>火山防災エキスパート等</u>の有識者による研修会や講演会、<u>実地研修</u>の開催等により、防災教育を実施するものとする。</p>	<p>ニ 各地域における避難地及び避難路に関する知識</p> <p>(2) <u>防災マップ、地区別防災カルテ、災害時の行動マニュアル、ハザードマップ等を作成配布し、徹底した情報提供を行う。</u></p> <p><u>ア 浸水想定区域については次の事項を記載した洪水ハザードマップを作成し、住民等へ配布する。また、ホームページ等での情報提供も行う。</u></p> <p><u>(ア) 避難の確保を図るため必要な事項</u></p> <p><u>(イ) 浸水想定区域内の地下街等</u></p> <p><u>(ウ) 要配慮者が利用する施設で特に必要な施設の名称及び所在地</u></p> <p><u>イ 土砂災害警戒区域については次の事項を記載した防災マップを作成し、住民等へ配布する。また、ホームページ等での情報提供も行う。</u></p> <p><u>(ア) 土砂災害に関する情報の伝達方法</u></p> <p><u>(イ) 避難地に関する事項</u></p> <p><u>(ウ) その他土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難に必要な事項</u></p> <p><u>ウ 山地災害危険地区等の山地災害に関する情報提供を行う。</u></p> <p>(中略)</p> <p>(5) 教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修会や講演会、<u>実地研修</u>の開催等により、防災教育を実施するものとする。</p>	<p>県の地域防災計画に合わせて修正</p>

頁	新	旧	修正理由・備考
65	<p>第37節 企業防災に関する計画 第3 計画の内容</p> <p>1 職員の住民向け講座などの啓発活動や研修により、企業のトップから従業員に至るまでの防災知識の向上、防災意識の高揚を図るとともに、企業の防災に係る取組みの積極的評価等により企業の防災力向上の促進を図るものとする。</p> <p><u>2 中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組み等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。</u></p> <p><u>3 企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。</u></p> <p><u>4 要配慮者利用施設の所有者または管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的な計画を作成するものとする。</u></p> <p><u>5 企業が実施する計画</u></p> <p>(1) 企業は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努める。</p> <p>(2) 強風による屋根材等の飛散・落下や建築物の損壊、看板等の飛散・転倒を抑制すると共に、防災体制の整備、防災訓練の実施、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなどの防災活動の推進に努める。</p> <p>(3) 組織力を生かした地域活動への参加、防災市民組織との協力など地域社会の安全性向上への貢献に努める。</p> <p>(4) 防災資機材や水、食料等の非常用品の備蓄等、従業員や顧客の安全確保対策、安否確認対策に努める。</p> <p><u>(5) 豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。</u></p>	<p>第37節 企業防災に関する計画 第3 計画の内容</p> <p>1 職員の住民向け講座などの啓発活動や研修により、企業のトップから従業員に至るまでの防災知識の向上、防災意識の高揚を図るとともに、企業の防災に係る取組みの積極的評価等により企業の防災力向上の促進を図るものとする。</p> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>2 企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。(新規)</u></p> <p><u>3 企業が実施する計画</u></p> <p>(1) 企業は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努める。</p> <p>(2) 強風による屋根材等の飛散・落下や建築物の損壊、看板等の飛散・転倒を抑制すると共に、防災体制の整備、防災訓練の実施、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなどの防災活動の推進に努める。</p> <p>(3) 組織力を生かした地域活動への参加、防災市民組織との協力など地域社会の安全性向上への貢献に努める。</p> <p>(4) 防災資機材や水、食料等の非常用品の備蓄等、従業員や顧客の安全確保対策、安否確認対策に努める。</p> <p><u>(新規)</u></p>	<p>修正理由・備考</p> <p>県の地域防災計画に合わせて修正</p>

頁	新	旧	修正理由・備考
72	<p>第3章 災害応急対策計画 第1節 災害直前活動 第1 基本方針</p> <p>火山災害については、その活動状況から、<u>噴火等の</u>災害発生の危険性を予測することが可能であり、<u>噴火警報・予報等の伝達、迅速な避難誘導等、災害発生直前の対策が重要である。また要配慮者については、</u>迅速に避難できるよう対策を行うことが必要である。</p> <p>第3 活動の内容 1 噴火警報・予報等の住民に対する伝達対策 (2) 実施計画</p> <p>ア 県から噴火警報、<u>火山の状況に関する</u>解説情報（<u>臨時</u>）、噴火速報等の伝達を受けた場合は、地域防災計画の定めるところにより、伝達を受けた事項を市防災行政無線、サイレン、緊急速報メール、登録制メール、登山口等における掲示、山小屋の管理人等を介した情報伝達等により、関係機関や住民、登山者等へ伝達するものとする。また、放送事業者等は、伝達を受けた噴火警報等について、住民、登山者等への伝達に努めるものとする。なお、市は、特別警報にあたる噴火警報（噴火警戒レベルを運用している火山では噴火警戒レベル4以上、噴火警戒レベルを運用していない火山では「噴火警報（居住地域）」）の伝達を受けた場合は、これを直ちに住民、登山者等に伝達するものとする。</p> <p>イ 市において住民から災害発生のおそれのある異常現象の通報を受けた時は、その旨を速やかに<u>長野地方気象台及び</u>関係機関に伝達するものとする。</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>第3章 災害応急対策計画 第1節 災害直前活動 第1 基本方針</p> <p>火山災害については、その活動状況から、災害発生の危険性を<u>ある程度</u>は予測することが可能であり、<u>被害を軽減するために</u>噴火警報・予報等の伝達、迅速な避難誘導等の<u>活動を実施する。特に、</u>要配慮者が迅速に避難できるよう対策を行うことが必要である。</p> <p>第3 活動の内容 1 噴火警報・予報等の住民に対する伝達対策 (2) 実施計画</p> <p>ア 県から噴火警報、<u>臨時</u>の解説情報、噴火速報等の伝達を受けた場合は、地域防災計画の定めるところにより、伝達を受けた事項を市<u>町村</u>防災行政無線、サイレン、緊急速報メール、登録制メール、登山口等における掲示、山小屋の管理人等を介した情報伝達等により、関係機関や住民、登山者等へ伝達するものとする。また、放送事業者等は、伝達を受けた噴火警報等について、住民、登山者等への伝達に努めるものとする。なお、市は、特別警報にあたる噴火警報（噴火警戒レベルを運用している火山では噴火警戒レベル4以上、噴火警戒レベルを運用していない火山では「噴火警報（居住地域）」）の伝達を受けた場合は、これを直ちに住民、登山者等に伝達するものとする。</p> <p>イ 市において住民から災害発生のおそれのある異常現象の通報を受けた時は、その旨を速やかに関係機関に伝達するものとする。</p> <p><u>ウ 長野地方気象台から県（危機管理防災課）を通じて噴火警報・予報、降灰予報、火山ガス予報及び火山の状況に関する解説情報の通報を受けた時は、住民等に対して広報活動を行うものとする。</u></p>	<p>県の地域防災計画に合わせて修正</p>

頁	新	旧	修正理由・備考
73	<p>3 警戒区域の設定、避難<u>指示等</u></p> <p>(1) 基本方針 火山噴火等により、住民の生命、身体等に危険が生じるおそれのある場合には、必要に応じて、警戒区域の設定、避難<u>指示等を発令する</u>など適切な避難誘導を実施し、災害の発生に備える。</p> <p>(2) 実施計画 ア 災害が発生するおそれのある場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、<u>平常時からの火山防災協議会等における検討結果に基づき、入山規制、避難指示等の発令、警戒区域を設定等を行う</u>ものとする。警戒区域の設定に当たっては気象庁の発表する噴火警報・予報（噴火警戒レベルを含む）に応じたものとなるよう、あらかじめ定めるよう努める。 イ 市は、災害が発生するおそれのある場合には、必要に応じ避難場所を開設し、住民等に対して周知徹底を図る。また、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、必要がある場合は管理者の同意を得て避難場所とするものとする。 ウ <u>設定、避難指示等の伝達に当たっては、関係事業者の協力を得つつ、市防災</u>災害が発生するおそれのある場合には避難<u>指示等</u>の発令を行い、適切な避難誘導を実施する。住民に対する警戒区域の市防災行政無線、広報車等あらゆる広報手段を通じて、対象地域の住民に対する迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。 エ 情報の伝達、避難誘導の実施に当たっては、<u>避難行動要支援者</u>に対して配慮するよう努めるものとする。 オ <u>指定緊急避難場所、指定避難所</u>及び避難路の所在、火山の活動状況の概要等、避難に資する情報の提供を行うよう努めるものとする。 カ 警戒区域、避難<u>指示等</u>の解除をする場合には、<u>国や火山専門家の助言を踏まえるなど</u>、十分に安全性の確認に努めるものとする。</p>	<p>3 警戒区域の設定、避難<u>情報の発令・伝達等</u></p> <p>(1) 基本方針 火山噴火等により、住民の生命、身体等に危険が生じるおそれのある場合には、必要に応じて、警戒区域の設定、避難<u>情報の発令・伝達を行う</u>など適切な避難誘導を実施し、災害の発生に備える。</p> <p>(2) 実施計画 ア 災害が発生するおそれのある場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは警戒区域を設定<u>する</u>ものとする。警戒区域の設定に当たっては気象庁の発表する噴火警報・予報（噴火警戒レベルを含む）に応じたものとなるよう、あらかじめ定めるよう努める。 イ 市は、災害が発生するおそれのある場合には、必要に応じ避難場所を開設し、住民等に対して周知徹底を図る。また、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、必要がある場合は管理者の同意を得て避難場所とするものとする。 ウ 災害が発生するおそれのある場合には避難<u>情報の発令・伝達</u>を行い、適切な避難誘導を実施する。住民に対する警戒区域の<u>設定、避難情報の伝達に当たっては</u>、市防災行政無線、広報車等あらゆる広報手段を通じて、対象地域の住民に対する迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。 エ 情報の伝達、避難誘導の実施に当たっては、<u>要配慮者</u>に対して配慮するよう努めるものとする。 オ 避難場所及び避難路の所在、火山の活動状況の概要等、避難に資する情報の提供を行うよう努めるものとする。 カ 警戒区域、避難<u>情報</u>の解除をする場合には、十分に安全性の確認に努めるものとする。</p>	<p>修正理由・備考 県の地域防災計画に合わせて修正</p>

頁	新	旧	修正理由・備考
84	<p>第11節 障害物の処理活動</p> <p>第1 基本方針</p> <p>発災後は、直ちに復旧作業、救援活動を開始することから、<u>火山活動に伴う二次的な土砂災害を受ける恐れのある区域を考慮しつつ</u>これら活動を阻害する道路上の火山灰等の火山噴出物（以下「火山噴出物」という）、泥流、被災車両、倒壊物件等による交通障害を直ちに除去し、作業車両、救援車両の通行路を優先して確保しなければならない。</p> <p>障害となる物件の除去については、先遣隊等を派遣して障害情報を早期に収集し、障害物除去に対処することが必要である。</p> <p>第2 主な活動</p> <p>2 <u>所有又は管理する施設、敷地内の障害物に係る</u>集積、処分方法については、原則としてその所有者又は管理者において集積場所の事前選定と速やかな処分を行う。</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 障害物除去処理</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>障害となる物件の除去は、その所有者又は管理者が行うものであるが、復旧作業車両、救援車両の通行路を優先して確保するため、緊急輸送道路上の火山噴出物、泥流、被災車両、倒壊物件等による交通障害物を直ちに除去する。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 放置車両等の移動等</p> <p>(ア) 市管理の道路上で放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。</p> <p>(イ) 運転者がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行う。</p>	<p>第11節 障害物の処理活動</p> <p>第1 基本方針</p> <p>発災後は、直ちに復旧作業、救援活動を開始することから、これら活動を阻害する道路上の火山灰、泥流、被災車両、倒壊物件等による交通障害を直ちに除去し、作業車両、救援車両の通行路を優先して確保しなければならない。</p> <p>障害となる物件の除去については、<u>その所有者又は管理者が行うものであるが</u>、先遣隊等を派遣して障害情報を早期に収集し、障害物除去に対処することが必要である。</p> <p>第2 主な活動</p> <p>2 <u>除去障害物に</u>集積、処分方法については、原則としてその所有者又は管理者において集積場所の事前選定と速やかな処分を行う。</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 障害物除去処理</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>障害となる物件の除去は、その所有者又は管理者が行うものであるが、復旧作業車両、救援車両の通行路を優先して確保するため、緊急輸送路上の火山灰、泥流、被災車両、倒壊物件等による交通障害物を直ちに除去する。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 放置車両の移動等</p> <p>(ア) 市管理の道路上で放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。</p> <p>(イ) 運転者がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行う。</p>	<p>修正理由・備考</p> <p>県の地域防災計画に合わせて修正</p>
85	<p>4 <u>火山噴出物等の火山噴出物の</u>除去</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>火山灰等の火山噴出物（以下「火山噴出物」という）の除去は、施設等の所有者又は管理者が行うものであるが、一時的に多量に出る火山噴出物が二次災害の原因となるなどの事後支障を生じさせないため、事前に集積場所の確保を図るとともに、速やかな除去を行う。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア <u>火山噴出物の</u>除去、集積、処分は、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行うものとする。</p>	<p>4 <u>火山灰の</u>除去</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>火山灰の除去は、施設等の所有者又は管理者が行うものであるが、一時的に多量に出る火山灰が二次災害の原因となるなどの事後支障を生じさせないため、事前に集積場所の確保を図るとともに、速やかな除去を行う。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア <u>火山灰の</u>除去、集積、処分は、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行うものとする。</p>	<p>修正理由・備考</p> <p>県の地域防災計画に合わせて修正</p>

頁	新	旧	修正理由・備考
86	<p>第12節 避難<u>受入</u>及び情報提供活動</p> <p>第1 基本方針</p> <p>火山災害<u>発生</u>時においては、爆発、火砕流、土石流等が予想され地域住民の身体、生命に大きな被害を及ぼすおそれがあるので、避難に係る的確な応急対策は第1次的実施責任者である市長が中心に計画作成をしておくものとする。</p> <p>その際、要配慮者についても十分考慮するものとする。</p> <p>特に、市内には、多くの要配慮者利用施設が土砂災害危険・注意・準用区域内に所在しているため、避難情報の伝達や警戒区域の設定並びに避難誘導の実施にあたっては、これらの施設に十分配慮するものとする。</p> <p>第2 主な活動</p> <p>1 避難<u>指示等</u>を発令する際は、適切に避難情報を発令し、速やかにその内容を住民に周知する。</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 <u>高齢者等</u>避難、<u>避難指示</u></p> <p>(1) 基本方針</p> <p>火山災害からの人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、特に必要と認められる場合には、住民に対し状況に応じて避難<u>指示等</u>を発令し伝達する。</p> <p>避難<u>指示等</u>を発令する者は、関係機関相互に緊密な連携を図りながら、地域住民の積極的な協力を得て、災害情報の迅速かつ的確な収集に努めるとともに、避難<u>指示等</u>を発令した場合は、速やかにその内容を住民に周知するものとする。</p> <p>その際、要配慮者の情報収集手段に配慮し、危険が近づいたことなどが誰にでも理解できる内容で伝えることを心がける。</p>	<p>第12節 避難<u>収容</u>及び情報提供活動</p> <p>第1 基本方針</p> <p>火山災害時においては、爆発、火砕流、土石流等が予想され地域住民の身体、生命に大きな被害を及ぼすおそれがあるので、避難に係る的確な応急対策は第1次的実施責任者である市長が中心に計画作成をしておくものとする。</p> <p>その際、要配慮者についても十分考慮するものとする。</p> <p>特に、市内には、多くの要配慮者利用施設が土砂災害危険・注意・準用区域内に所在しているため、避難情報の伝達や警戒区域の設定並びに避難誘導の実施にあたっては、これらの施設に十分配慮するものとする。</p> <p>第2 主な活動</p> <p>1 避難<u>情報</u>を発令する際は、適切に避難情報を発令し、速やかにその内容を住民に周知する。</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 避難<u>情報</u></p> <p>(1) 基本方針</p> <p>火山災害からの人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、特に必要と認められる場合には、住民に対し状況に応じて避難<u>情報</u>を発令し伝達する。</p> <p>避難<u>情報</u>を発令する者は、関係機関相互に緊密な連携を図りながら、地域住民の積極的な協力を得て、災害情報の迅速かつ的確な収集に努めるとともに、避難<u>情報</u>を発令した場合は、速やかにその内容を住民に周知するものとする。</p> <p>その際、要配慮者の情報収集手段に配慮し、危険が近づいたことなどが誰にでも理解できる内容で伝えることを心がける。</p>	<p>修正理由・備考</p> <p>県の地域防災計画に合わせて修正</p>

頁	新	旧	修正理由・備考																																																					
87	<p>(2) 実施計画 ア 実施機関 (ア) 関係機関が実施すべき事項</p> <table border="1" data-bbox="277 240 1057 719"> <thead> <tr> <th>実施事項</th> <th>機関等</th> <th>根拠</th> <th>対象災害</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難指示</td> <td>市長</td> <td>災害対策基本法第60条</td> <td>災害全般</td> </tr> <tr> <td></td> <td>水防管理者</td> <td>水防法第29条</td> <td>洪水</td> </tr> <tr> <td></td> <td>知事又はその命を受けた職員</td> <td>水防法第29条・地すべり等防止法第25条</td> <td>洪水及び地すべり災害全般</td> </tr> <tr> <td></td> <td>警察官</td> <td>災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条</td> <td>災害全般</td> </tr> <tr> <td></td> <td>自衛官</td> <td>自衛隊法第94条</td> <td>災害全般</td> </tr> <tr> <td>指定避難所の開設、<u>受入</u></td> <td>市長</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>ウ 避難指示、高齢者等避難の<u>発令</u>及び報告、通知等 (ア) 市長の行う措置 a 避難指示 災害時において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるときは、次の地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難方向または指定緊急避難場所を示し、早期に避難指示を行うものとする。 <u>なお、大規模な火砕流等の発生後に広範囲の住民等を混乱なく一斉に避難させることは困難であることに留意し、火山現象の高まりに応じて適切に避難対象地域を拡大しながら段階的な避難指示を発令するよう努めるものとする。</u> (a) 長野地方気象台から<u>噴火警報等が伝達</u>され、避難を要すると判断される地域 <u>(削除)</u>  <u>(削除)</u></p>	実施事項	機関等	根拠	対象災害	避難指示	市長	災害対策基本法第60条	災害全般		水防管理者	水防法第29条	洪水		知事又はその命を受けた職員	水防法第29条・地すべり等防止法第25条	洪水及び地すべり災害全般		警察官	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条	災害全般		自衛官	自衛隊法第94条	災害全般	指定避難所の開設、 <u>受入</u>	市長			<p>(2) 実施計画 ア 実施機関 (ア) 関係機関が実施すべき事項</p> <table border="1" data-bbox="1084 240 1863 719"> <thead> <tr> <th>実施事項</th> <th>機関等</th> <th>根拠</th> <th>対象災害</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">避難指示</td> <td>市長</td> <td>災害対策基本法第60条</td> <td>災害全般</td> </tr> <tr> <td>水防管理者</td> <td>水防法第29条</td> <td>洪水</td> </tr> <tr> <td>知事又はその命を受けた職員</td> <td>水防法第29条・地すべり等防止法第25条</td> <td>洪水及び地すべり災害全般</td> </tr> <tr> <td>警察官</td> <td>災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条</td> <td><u>洪水及び地すべり</u>災害全般</td> </tr> <tr> <td></td> <td>自衛官</td> <td>自衛隊法第94条</td> <td><u>洪水及び地すべり</u>災害全般</td> </tr> <tr> <td>指定避難所の開設、<u>収容</u></td> <td>市長</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>ウ 避難指示、高齢者等避難及び報告、通知等 (ア) 市長の行う措置 a 避難指示 災害時において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるときは、次の地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難方向または指定緊急避難場所を示し、早期に避難指示を行うものとする。 (a) 長野地方気象台から<u>豪雨、台風等に関する気象警報が発表</u>され、避難を要すると判断される地域 <u>(b) 長野県・長野地方気象台から共同で土砂災害警戒情報が発表され、避難を要すると判断される地域(土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所、砂防情報ステーションにおける土砂災害危険度が災害発生危険基準線を超えている地域)</u> <u>(c) 長野県・長野地方気象台から共同で洪水予報(はん濫警戒情報、はん濫危険情報、はん濫発生情報)が発表され、避難を要すると判断される地域</u></p>	実施事項	機関等	根拠	対象災害	避難指示	市長	災害対策基本法第60条	災害全般	水防管理者	水防法第29条	洪水	知事又はその命を受けた職員	水防法第29条・地すべり等防止法第25条	洪水及び地すべり災害全般	警察官	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条	<u>洪水及び地すべり</u> 災害全般		自衛官	自衛隊法第94条	<u>洪水及び地すべり</u> 災害全般	指定避難所の開設、 <u>収容</u>	市長			<p>修正理由・備考 県の地域防災計画に合わせて修正</p>
実施事項	機関等	根拠	対象災害																																																					
避難指示	市長	災害対策基本法第60条	災害全般																																																					
	水防管理者	水防法第29条	洪水																																																					
	知事又はその命を受けた職員	水防法第29条・地すべり等防止法第25条	洪水及び地すべり災害全般																																																					
	警察官	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条	災害全般																																																					
	自衛官	自衛隊法第94条	災害全般																																																					
指定避難所の開設、 <u>受入</u>	市長																																																							
実施事項	機関等	根拠	対象災害																																																					
避難指示	市長	災害対策基本法第60条	災害全般																																																					
	水防管理者	水防法第29条	洪水																																																					
	知事又はその命を受けた職員	水防法第29条・地すべり等防止法第25条	洪水及び地すべり災害全般																																																					
	警察官	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条	<u>洪水及び地すべり</u> 災害全般																																																					
	自衛官	自衛隊法第94条	<u>洪水及び地すべり</u> 災害全般																																																					
指定避難所の開設、 <u>収容</u>	市長																																																							

頁	新	旧	修正理由・備考																																	
88	<p>(b) 関係機関から豪雨、台風等災害に関する通報があり、避難を要すると判断された地域</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(c) 地すべりにより著しい危険が切迫している地域</p> <p>(d) 火災が随所に発生し、炎上火災の危険があり人的災害が予測される地域</p> <p>(e) 炎上拡大地域の風下に隣接し、延焼の危険が大きな地域</p> <p>(f) 避難路の断たれる危険のある地域</p> <p>(g) 爆発火災が発生し、再爆発の危険圏内にある地域</p> <p>(h) 酸素欠乏もしくは、有毒ガス等が大量に流出し、広域にわたり人的被害が予想される地域</p> <p>b 高齢者等避難</p> <p>人的被害の発生する可能性が高まった状況で、要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階、または今後の状況により早めの避難が必要と判断される状況で特に必要があると認めるときは、上記 a の地域の居住者、滞在者その他の者に対し、高齢者等避難を発令するものとする。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>(d) 関係機関から豪雨、台風等災害に関する通報があり、避難を要すると判断された地域</p> <p><u>(e) 河川がはん濫注意水位・避難判断水位を突破し、洪水のおそれがある地域</u></p> <table border="1" data-bbox="1088 272 1865 533"> <thead> <tr> <th>河川種類</th> <th>河川名</th> <th>水位観測所</th> <th>はん濫注意水位</th> <th>避難判断水位</th> <th>はん濫危険水位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">洪水予報河川</td> <td>千曲川</td> <td>生田</td> <td>1.9m</td> <td>3.1m</td> <td>4.0m</td> </tr> <tr> <td>千曲川</td> <td>塩名田(佐久)</td> <td>3.0m</td> <td>3.3m</td> <td>3.9m</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">水位周知河川</td> <td>依田川</td> <td>依田橋</td> <td>1.8m</td> <td>3.8m</td> <td>4.4m</td> </tr> <tr> <td>神川</td> <td>神川</td> <td>1.1m</td> <td>2.7m</td> <td>3.0m</td> </tr> <tr> <td>浦野川</td> <td>浦野川</td> <td>1.3m</td> <td>1.5m</td> <td>1.9m</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>(f) 上流の地域が水害を受けた河川で、危険がある下流の地域</u></p> <p>(g) 地すべりにより著しい危険が切迫している地域</p> <p>(h) 火災が随所に発生し、炎上火災の危険があり人的災害が予測される地域</p> <p>(i) 炎上拡大地域の風下に隣接し、延焼の危険が大きな地域</p> <p>(j) 避難路の断たれる危険のある地域</p> <p>(k) 爆発火災が発生し、再爆発の危険圏内にある地域</p> <p>(l) 酸素欠乏もしくは、有毒ガス等が大量に流出し、広域にわたり人的被害が予想される地域</p> <p>b 高齢者等避難</p> <p>人的被害の発生する可能性が高まった状況で、要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階、または今後の状況により早めの避難が必要と判断される状況で特に必要があると認めるときは、上記 a の地域の居住者、滞在者その他の者に対し、高齢者等避難を発令するものとする。</p> <p><u>(a) 長野県と長野地方気象台から共同で土砂災害警戒情報が発表され、避難を要すると判断される地域</u></p> <p><u>(b) 国又は長野県と長野地方気象台から共同で洪水予報(はん濫注意情報)が発表され、避難を要すると判断される地域</u></p>	河川種類	河川名	水位観測所	はん濫注意水位	避難判断水位	はん濫危険水位	洪水予報河川	千曲川	生田	1.9m	3.1m	4.0m	千曲川	塩名田(佐久)	3.0m	3.3m	3.9m	水位周知河川	依田川	依田橋	1.8m	3.8m	4.4m	神川	神川	1.1m	2.7m	3.0m	浦野川	浦野川	1.3m	1.5m	1.9m	<p>県の地域防災計画に合わせて修正</p>
河川種類	河川名	水位観測所	はん濫注意水位	避難判断水位	はん濫危険水位																															
洪水予報河川	千曲川	生田	1.9m	3.1m	4.0m																															
	千曲川	塩名田(佐久)	3.0m	3.3m	3.9m																															
水位周知河川	依田川	依田橋	1.8m	3.8m	4.4m																															
	神川	神川	1.1m	2.7m	3.0m																															
	浦野川	浦野川	1.3m	1.5m	1.9m																															

頁	新	旧	修正理由・備考
9 1	<p>キ <u>避難行動要支援者の状況把握及び避難支援</u></p> <p>市及び県は、災害発生後直ちに避難支援計画に基づき、民生・児童委員、自治会、自主防災組織、消防、警察等関係機関の協力を得て、<u>避難行動要支援者の安否、保健福祉サービスの要否等</u>について迅速かつ的確な把握に努める。</p> <p><u>また必要に応じて、避難行動要支援者名簿を活用した避難行動要支援者の避難支援を行うものとする。</u></p> <p>ク 市有施設における避難活動</p> <p>災害発生時においては、浸水、火災、ガス管の破損等により、来庁者及び職員に被害を及ぼすおそれがあるため、在庁者の避難に係る的確な応急対策を行い、その際、要配慮者に十分配慮するものとする。</p> <p>(ア) 施設の管理者は、災害時において在庁者に危険があると予測される場合又は在庁者の生命及び身体を災害から保護するために必要な場合は避難の誘導を行う。</p> <p>(イ) <u>避難指示、高齢者等避難は</u>、速やかに内容を庁内放送、消防団員等による伝令等あらゆる広報手段を通じ周知を行う。</p>	<p>キ <u>要配慮者の状況把握</u></p> <p>市及び県は、災害発生後直ちに避難支援計画に基づき、民生・児童委員、自治会、自主防災組織、消防、警察等関係機関の協力を得て、<u>要配慮者の安否、保健福祉サービスの要否等</u>について迅速かつ的確な把握に努める。</p> <p>ク 市有施設における避難活動</p> <p>災害時においては、浸水、火災、ガス管の破損等により、来庁者及び職員に被害を及ぼすおそれがあるため、在庁者の避難に係る的確な応急対策を行い、その際、要配慮者に十分配慮するものとする。</p> <p>(ア) 施設の管理者は、災害時において在庁者に危険があると予測される場合又は在庁者の生命及び身体を災害から保護するために必要な場合は避難の誘導を行う。</p> <p>(イ) <u>避難情報が発令された場合</u>、速やかに内容を庁内放送、消防団員等による伝令等あらゆる広報手段を通じ周知を行う。</p>	<p>県の地域防災計画に合わせて修正</p>
9 2	<p>3 避難誘導活動</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>避難<u>指示等</u>を発令した者は、人命の安全を第一に混乱を避け、安全かつ円滑な避難誘導に努めるとともに、<u>避難行動要支援者</u>の避難に十分配慮するものとする。</p>	<p>3 避難誘導活動</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>避難<u>情報</u>を発令した者は、人命の安全を第一に混乱を避け、安全かつ円滑な避難誘導に努めるとともに、<u>要配慮者</u>の避難に十分配慮するものとする。</p>	<p>県の地域防災計画に合わせて修正</p>

頁	新	旧	修正理由・備考
9 3	<p>(2) 実施計画</p> <p>ア 誘導の優先順位 高齢者、障がい者、傷病者、幼児、その他歩行が困難な者、<u>特に避難行動要支援者</u>を優先する。</p> <p>イ 誘導の方法 a～f (略)</p> <p><u>g 市は、避難行動要支援者の避難については、避難行動要支援者名簿を使用し、予め定めた避難支援等に携わる関係者の協力を得て行うものとする。</u></p> <p><u>h 災害地が広範囲で大規模な避難のための移送を必要とし、市において処置できないときは、市は上田地域振興局を經由して県へ応援を要請するものとする。要請を受けた県は、自衛隊の出動を求める等適切な処置を行う。また、状況によっては、直接他の市町村、警察署等と連絡して実施する。</u></p> <p><u>i 夜間においては、特に危険を防止するため、投光器などの照明具を最大限活用する。</u></p> <p><u>j 誘導員の退避を指示できる通信手段及び受傷事故を防止するための装備の充実を図る。</u></p>	<p>(2) 実施計画</p> <p>ア 誘導の優先順位 高齢者、障がい者、傷病者、幼児、その他歩行が困難な者<u>等</u>を優先する。</p> <p>イ 誘導の方法 a～f (略) <u>(新規)</u></p> <p><u>g 災害地が広範囲で大規模な避難のための移送を必要とし、市において処置できないときは、市は上田地域振興局を經由して県へ応援を要請するものとする。要請を受けた県は、自衛隊の出動を求める等適切な処置を行う。また、状況によっては、直接他の市町村、警察署等と連絡して実施する。</u></p> <p><u>h 夜間においては、特に危険を防止するため、投光器などの照明具を最大限活用する。</u></p> <p><u>i 誘導員の退避を指示できる通信手段及び受傷事故を防止するための装備の充実を図る。</u></p>	<p>修正理由・備考</p> <p>県の地域防災計画に合わせて修正</p>
9 4	<p>5 指定避難所の運営</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 各指定避難所に運営の職員を配置する。</p> <p>イ 指定避難所における<u>正確な</u>情報の伝達、食料、水、清掃等について以下の者の協力が得られるように努めるものとする。</p> <p>(ア) 避難者 (イ) 住民 (ウ) 自主防災組織 (エ) 他の地方公共団体 (オ) ボランティア (カ) 避難所運営について専門性を有した<u>NPO等の</u>外部支援者</p> <p>ウ 指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。<u>この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意すること。</u></p>	<p>5 指定避難所の運営</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 各指定避難所に運営の職員を配置する。</p> <p>イ 指定避難所における情報の伝達、食料、水、清掃等について以下の者の協力が得られるように努めるものとする。</p> <p>(ア) 避難者 (イ) 住民 (ウ) 自主防災組織 (エ) 他の地方公共団体 (オ) ボランティア (カ) 避難所運営について専門性を有した外部支援者</p> <p>ウ 指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。</p>	<p>修正理由・備考</p> <p>県の地域防災計画に合わせて修正</p>

頁	新	旧	修正理由・備考
95	<p>カ 指定避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。</p> <p>また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、段ボールベッド等、パーティション、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、<u>食料の確保、配食等の状況、し尿及び</u>ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。</p> <p>また、必要に応じ、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保等、<u>同行避難について適切な体制整備</u>に努めるものとする。</p> <p>キ 指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、受付時の確認、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト、<u>感染症を発生した避難者や疑いのある者の専用スペース又は個室の確保</u>等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>サ 指定避難所への収容及び指定避難所の運営管理に当たっては、要配慮者の態様に合わせ、次に掲げる事項に十分配慮し、地域住民やNPO・ボランティア等の協力を得つつ、計画的に生活環境の整備を図るものとする。</p> <p>(ア) スロープや洋式仮設トイレの設置、段差の解消、車椅子や障がい者用携帯便器の供給等の整備を行うものとする。</p> <p>(イ) 介護用品、育児用品等必要に応じた生活必需品の調達確保に努めるものとする。</p> <p>(ウ) 災害発生後できる限り速やかに、全ての指定避難所を対象として要配慮者把握調査を行い、次のような組織的・継続的な保健福祉サービスの提供が開始できるように努めるものとする。</p> <p>a 介護職員等の派遣</p> <p>b 入浴サービス等在宅福祉サービスの実施</p> <p>c 病院や社会福祉施設等への受入れ</p> <p>(エ) 要配慮者の心身両面の健康状態に特段の配慮を行い、メンタルケア、保健師等による巡回健康相談等を実施するものとする。</p> <p>(オ) 文字放送テレビ、ファクシミリ、パソコン、ホワイトボード等の設置、アナウンス、外国語・手話通訳者の派遣等要配慮者に対する情報提供体制を確保するものとする。</p>	<p>カ 指定避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。</p> <p>また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、段ボールベッド等、パーティション、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要に応じ、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。</p> <p>キ 指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、受付時の確認、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。</p> <p><u>また、自宅療養者等が指定避難所に避難した場合には、避難所の専用スペース等での受け入れを適切に行うものとする。</u></p> <p>(中略)</p> <p>サ 指定避難所への収容及び指定避難所の運営管理に当たっては、要配慮者の態様に合わせ、次に掲げる事項に十分配慮し、地域住民やNPO・ボランティア等の協力を得つつ、計画的に生活環境の整備を図るものとする。</p> <p>(ア) スロープや洋式仮設トイレの設置、段差の解消、車椅子や障がい者用携帯便器の供給等の整備を行うものとする。</p> <p>(イ) 介護用品、育児用品等必要に応じた生活必需品の調達確保に努めるものとする。</p> <p>(ウ) 災害発生後できる限り速やかに、全ての指定避難所を対象として要配慮者把握調査を行い、次のような組織的・継続的な保健福祉サービスの提供が開始できるように努めるものとする。</p> <p>a 介護職員等の派遣</p> <p>b 入浴サービス等在宅福祉サービスの実施</p> <p>c 病院や社会福祉施設等への受入れ</p> <p><u>d</u> 要配慮者の心身両面の健康状態に特段の配慮を行い、メンタルケア、保健師等による巡回健康相談等を実施するものとする。</p> <p><u>e</u> <u>文字放送</u>テレビ、ファクシミリ、パソコン、ホワイトボード等の設置、アナウンス、外国語・手話通訳者の派遣等要配慮者に対する情報提供体制を確保するものとする。</p>	<p>県の地域防災計画に合わせて修正</p>

頁	新	旧	修正理由・備考
97	<p>7 住宅の確保</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>住居の被災により避難所生活を余儀なくされた住民に対して、早期に生活基盤が安定するよう市及び県は相互に連携し、公営住宅のあっせん等により速やかに住宅の提供または住宅情報の提供を行う。</p> <p>なお、災害救助法が適用された場合は県が、適用されない場合は必要に応じて市が住宅の提供を行う。</p>	<p>7 住宅の確保</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>住居の被災により避難所生活を余儀なくされた住民に対して、早期に生活基盤が安定するよう市及び県は相互に連携し、公営住宅のあっせん等により速やかに住宅の提供または住宅情報の提供を行う。<u>住宅のあっせん等</u>に際しては、<u>できる限り従来のコミュニティが維持されるように配慮するものとする。</u></p> <p>なお、災害救助法が適用された場合は県が、適用されない場合は必要に応じて市が住宅の提供を行う。</p>	<p>修正理由・備考</p> <p>県の地域防災計画に合わせて修正</p>
98	<p>(2) 実施計画</p> <p>ウ 災害救助法が適用された場合、県に対して、災害救助法第 <u>23</u> 条第 1 項第 1 号に規定する応急仮設住宅等の提供を要請する。</p> <p>(ア) 応急仮設住宅等の要望戸数は、全焼、全壊、又は流失戸数以内で被災者が居住に必要な戸数とする。</p> <p>(イ) 応急仮設住宅の建設のため、市有地又は私有地を提供する。</p> <p>(ウ) 被災者の状況調査を行い、入居者の決定の協力をを行う。</p> <p>(エ) 知事の委任を受けて、公営住宅に準じ応急仮設住宅の維持管理を行う。</p> <p><del>(オ) 応急仮設住宅の建設にあたっては、地域の環境特性に配慮した仕様とする。</del></p> <p>8 被災者等への的確な情報伝達</p> <p>(2) 実施計画</p> <p><u>ア 市及び県は、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。</u></p> <p><u>イ</u> (略)</p> <p><u>ウ</u> (略)</p> <p><u>エ</u> 市及び県は、<u>被災者のニーズを十分把握し</u>、被害の情報、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンドなどの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。</p> <p>なお、その際、要配慮者、在宅避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人に配慮した伝達を行うものとする。</p>	<p>(2) 実施計画</p> <p>ウ 災害救助法が適用された場合、県に対して、災害救助法第 <u>23</u> 条第 1 項第 1 号に規定する応急仮設住宅等の提供を要請する。</p> <p>(ア) 応急仮設住宅等の要望戸数は、全焼、全壊、又は流失戸数以内で被災者が居住に必要な戸数とする。</p> <p>(イ) 応急仮設住宅の建設のため、市有地又は私有地を提供する。</p> <p>(ウ) 被災者の状況調査を行い、入居者の決定の協力をを行う。</p> <p>(エ) 知事の委任を受けて、公営住宅に準じ応急仮設住宅の維持管理を行う。</p> <p><u>(オ) 応急仮設住宅の建設にあたっては、地域の環境特性に配慮した仕様とする。</u></p> <p>8 被災者等への的確な情報伝達</p> <p>(2) 実施計画</p> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>ア</u> (略)</p> <p><u>イ</u> (略)</p> <p><u>ウ</u> 市及び県は、被害の情報、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンドなどの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。なお、その際、要配慮者、在宅避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人に配慮した伝達を行うものとする。</p>	<p>修正理由・備考</p> <p>県の地域防災計画に合わせて修正</p>

頁	新	旧	修正理由・備考
99	<p><u>オ</u> 市及び県は、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることにかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの張り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるものとする。</p> <p><u>カ</u> 市及び県は、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅等への避難者等に配慮した<u>正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。</u></p> <p><u>キ</u> 市及び県は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。この場合において、市及び県は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、警察、消防及び関係機関と協力して、被災者に関する情報の収集に努めるものとする。</p> <p><u>ク</u> 市及び県は、障がいの種類及び程度に応じて障がい者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。</p> <p><u>ケ</u> 市及び県は、障がいの種類及び程度に応じて障がい者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実にを行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備その他の必要な施策を講ずるものとする。</p>	<p><u>エ</u> 市及び県は、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることにかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの張り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるものとする。</p> <p><u>オ</u> 市及び県は、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅等への避難者等に配慮した伝達<u>を行うものとする。</u></p> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>(新規)</u></p>	<p>県の地域防災計画に合わせて修正</p>